

参考資料 No. 3

「(3) 中央最低賃金審議会における目安審議に用
いる参考資料」関連資料

目安に関する小委員会における参考資料について

1. 令和4年度目安に関する小委員会提出資料

○例年提出している資料 ●委員からの要望等に応じて提出している資料 ◇諮問に係る資料

<第1回目安に関する小委員会>

○主要統計資料

※「決定初任給(高校卒)の推移」、「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額」、「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額」、「地域別最低賃金額の最高額と最低額及びその格差の推移」については、第4回全員協議会において、令和4年度以降、毎年提出する資料に位置付けられた。

◇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表(関係部分抜粋)

◇経済財政運営と改革の基本方針2022(関係部分抜粋)

●足下の経済状況等に関する補足資料(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

●最低賃金に関する調査研究

<第2回目安に関する小委員会>

○令和4年賃金改定状況調査結果

○生活保護と最低賃金

○地域別最低賃金額、未満率及び影響率

○賃金分布に関する資料(都道府県別)

○最新の経済指標の動向(内閣府 月例経済報告(令和4年6月) 主要経済指標)

●委員からの追加要望資料

●足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

●主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

<第3回目安に関する小委員会>

●委員からの追加要望資料

<第4・5回目安に関する小委員会>

●足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

●主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

2. 今後の検討内容について

- 「参考資料の在り方」について議論すべきものとしてご意見を頂いた事項は以下のとおり。
 - ・現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認
 - ・新規のデータ取得が不可となった参考資料（例：年齢別有効求人倍率）の見直し
 - ・賃金改定状況調査について
- その他、労使委員からご要望頂いた資料（例：業務改善助成金の執行状況に関する資料、国内企業物価指数、賃金改定状況調査第4表③など）のうち、毎年提出する資料に位置付けるべきものはないか。

現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認
新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し

令和4年度の目安に関する小委員会に提出した資料項目一覧

第1回目安小委員会(1/5)

資料1 主要統計資料

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)

- (1) GDP (名目、実質)、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率
- (2) 求人倍率 (新規、有効)、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 (名目、実質) ・パート比率 (調査産業計、製造業)

2 有効求人倍率の推移

- (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)
- (2) 年齢別常用求人倍率の推移 (暦年、年齢別)

3 賃金・労働時間の推移

- (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額、定期給与額、所定内給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・500人以上・100~499人・30~99人・5~29人)、暦年・月)
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・500人以上・100~499人・30~99人・5~29人)、暦年・月)
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (学歴別)
- (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (規模別 (10人以上・10~99人・5~9人)、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人)、所定外労働時間は、調査産業計・製造業))

4 春季賃上げ妥結状況

- (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和4年) (連合 (規模別、方式別)、連合 (有期・短時間・契約等労働者)、経団連 (大手・中小別))
- (2) 賃上げ額・率の推移

- イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (賃金の改定額・改定率)
- ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和2年)

5 夏季賞与・一時金妥結状況 (令和3年、令和4年) (連合、経団連)

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)

7 地域別最低賃金額 (時間額)、未満率及び影響率の推移 (最低賃金に関する基礎調査)

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率 (推移)

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係 (推移)

- (1) 一般労働者 (企業規模10人以上・10~99人)
- (2) 短時間労働者 (企業規模10人以上・10~99人)
- (3) 毎月勤労統計調査 (暦年、事業所規模30人以上)

10 企業の業況判断及び収益

- (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益
 - イ 業況判断 (D I) (企業規模別、四半期)
 - ロ 経常利益増減 (企業規模別、年度)
 - ハ 売上高経常利益率 (企業規模別、年度)
- (2) 法人企業統計による企業収益 (経常利益・売上高経常利益率、資本金規模別、年度、四半期)
- (3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I) (前年同期との比較、産業別、四半期)

11 法人企業統計でみた労働生産性の推移 (産業 (製造業・非製造業) ・資本金階級別、年度)

第1回目安小委員会(2/5)

II 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規卒者(高卒)の所定内給与額（男女別））

2 有効求人倍率の推移（都道府県別、暦年）

3 失業率の推移（都道府県別、暦年・四半期）

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移〔事業所規模30人以上〕（都道府県別、暦年）

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模30人以上〕（都道府県別、暦年）

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移（都道府県庁所在都市別、暦年・月）

(2) 消費者物価地域差指数の推移（都道府県庁所在都市別、暦年）

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（都道府県別、暦年）

(2) 雇用保険の被保険者数（都道府県別、暦年）

(3) 就業者数（都道府県別、暦年）

III 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況（都道府県別、前年度決定金額・改定最低賃金額（引上げ額・率）・結審年月日、採決状況、効力発生日）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(3) 効力発生日の推移（都道府県別）

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(5) 最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差）

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移（都道府県別）

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（法違反の状況・法違反事業所の認識状況、最賃未滿労働者の状況）

(2) 業種別法違反の状況（令和4年1～3月 全国計）（業種別、地域別最低賃金適用事業場・特定最低賃金適用事業場別）

資料2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）・新しい資本主義実行計画工程表（関係部分抜粋）

資料3 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（関係部分抜粋）

第1回目安小委員会(3/5)

資料4 足下の経済状況等に関する補足資料(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

- 新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移(日別)
- 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2022年1月～6月)
- 新型コロナウイルス感染症に関連した仕事や生活への影響
- 連合 春季賃上げ妥結状況
- 経団連 春季賃上げ妥結状況

<地域別の状況>

- 新型コロナウイルス感染症の都道府県別感染者数(累積)
- ランク別完全失業率の推移
- ランク別有効求人倍率の推移
- ランク別新規求人数の水準の推移

<産業別の状況>

- 主な産業の売上高経常利益率の推移
- (参考)売上高経常利益率の推移(詳細)
- 日銀短観による主な産業の業況判断D Iの推移

<消費者物価の動向>

- 消費者物価指数の指標
- 消費者物価指数の推移(対前年同月比)
- 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移
- 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移
- 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

<経済対策・中小企業への支援策>

- コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)
- コロナ克服・新時代開拓のための経済対策における主な経済支援策の執行状況(令和4年3月3日 経済財政諮問会議資料「経済対策のフォローアップについて」より抜粋)
- コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日決定)
- 中小企業の生産性向上等に係る支援策(経済産業省関連施策、厚生労働省関連施策)
- 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績(件数、令和3年度)
- 取引適正化に向けた取組
(令和4年5月20日 第7回新しい資本主義実現会議萩生田経済産業大臣提出資料「人への投資、取引適正化に向けた経済産業省の主な取組について」より抜粋)

第1回目安小委員会(4/5)

参考資料 最低賃金に関する調査研究

○最低賃金に関する報告書（概要）

はじめに・第1章 最低賃金制度の全体像

- ・賃金改定状況調査による賃金上昇率と最低賃金引上げ率の推移
- ・最低賃金の未満率と影響率の推移（最低賃金に関する基礎調査、賃金構造基本統計調査特別集計）

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活

1. 賃金への影響
 - ・時間当たり所定内給与額の分布（常用労働者）
 - ・時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布（常用労働者）
 - ・産業別の最賃近傍雇用者割合
 - ・就業形態別、男女別、年齢階級別の最低賃金近傍雇用者割合
2. 最賃近傍雇用者の世帯所得・暮らしの状況
 - ・最賃近傍雇用者の属性別内訳の推移
 - ・等価可処分所得が貧困線未満の世帯に属する雇用者に占める最賃近傍雇用者の割合の推移

第3章 最低賃金と労働市場（雇用や労働時間への影響）

- ・完全失業率と最低賃金の引上げ率の推移
 - ・最賃近傍雇用者の就業調整の有無別内訳
- ### 第4章 最低賃金と生産性、企業の対応
- ・資本金階級別売上高経常利益率と最低賃金額の推移（金融保険業を除く全産業）
 - ・雇用保険適用事業所で見えた開業率・廃業率と最低賃金引上げ率

第5章 最低賃金と地域

1. 最低賃金の地域差
 - ・地域別指定賃金等の最低額の推移（対最高額比）
 - ・都道府県別の賃金分布の特性値の最低額（対最高額比）
2. 最低賃金と地域間移動
 - ・過去1年間の県間移動率と移動理由の内訳
 - ・無配偶雇用者の過去1年間ににおける「仕事につくため」を理由とした県間移動率

おわりに

第1回目安小委員会(5/5)

○ J I L P T「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2021年)の概要(速報)

- ・調査の概要、有効回答数等
- ・地域別最低賃金額の認知の有無(全体、規模別、ランク別)
- ・正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素
- ・最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容
- ・最低賃金引上げに対する取組による労働生産性の変化に関する企業の認識
- ・最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

○ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2022年)の概要(速報)

- ・調査の概要、有効回答数等
- ・過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額
- ・過去1年以内の時間当たり賃金の上昇した時期及び理由
- ・賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者のモチベーション、暮らし向き、賃金使途
- ・(参考)最低賃金額及び2021年10月の引上げの認知有無、知った経緯・方法

第2回目安小委員会(1/2)

資料1 令和4年賃金改定状況調査結果

- 調査の概要
- 第1表 賃金改定実施別事業所割合
- 第2表 事業所の平均賃金改定率
- 第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値
- 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)
- 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)
- 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合
- 参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合
- 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

資料2 生活保護と最低賃金

- 調査の概要
- 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金
- 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金(令和3年度最低賃金改定額反映版)
- 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

資料3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

- 地域別最低賃金額、未満率及び影響率(ランク別)の推移(平成24~令和3年度)
- 都道府県別未満率と影響率(令和3年最低賃金に関する基礎調査)
- 賃金構造基本統計調査特別集計による都道府県別未満率と影響率(令和3年)

資料4 賃金分布に関する資料(都道府県別)

- 時間当たり賃金分布(一般労働者・短時間労働者計)
- 時間当たり賃金分布(一般労働者)
- 時間当たり賃金分布(短時間労働者)

資料5 最新の経済指標の動向(内閣府 月例経済報告(令和4年6月) 主要経済指標)

- I 我が国経済
 - 1 四半期GDP速報
 - 2 個人消費
 - 3 民間設備投資
 - 4 住宅建設
 - 5 公共投資
 - 6 輸出・輸入・国際収支
 - 7 生産・出荷・在庫
 - 8 企業収支・業況判断
 - II 海外経済
 - 1 アメリカ
 - 2 アジア地域
 - 3 ヨーロッパ地域
 - 4 国際金融
- 主要経済指標の国際比較

第2回目安小委員会(2/2)

参考資料1 委員からの追加要望資料

- 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績（第1回目安小委員会資料4に一部追記）
- 業務改善助成金の執行状況
- 業務改善助成金の都道府県別実績
- 倒産件数及び新型コロナウイルス関連破たん件数の推移（中小企業庁「2022年版中小企業白書・小規模企業白書概要」より抜粋）
- 原因別倒産状況の推移
- 要因別で見た人手不足関連倒産の推移（厚生労働省「令和3年版 労働経済の分析」より抜粋）
- 休廃業・解散件数と休廃業・解散企業の代表者年齢（中小企業庁「2022年版中小企業白書」より抜粋）

参考資料2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）（新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む）

- 連合 春季賃上げ妥結状況
- ランク別有効求人倍率の推移
- ランク別新規求人数の水準の推移
- 日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移

参考資料3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

I 全国統計資料編

10 4 春季賃上げ妥結状況

- (1) 春季賃上げ妥結状況（令和4年）（連合（規模別、方式別）、連合（有期・短時間・契約等労働者）、経団連（大手・中小別））

5 夏季給与・一時金妥結状況（令和4年）（連合、経団連）

10 企業の業況判断及び収益

- (3) 中小企業業況調査による業況判断（D I）（前年同期との比較、産業別、四半期）

第3回目安小委員会(1/1)

参考資料 委員からの追加要望資料

- 国内企業物価指数（前年同月比）の推移
- 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移
- 令和4年賃金改定状況調査結果
・調査の概要
- ・第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

第4回目安小委員会(1/1)

参考資料1 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋) (新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

- 消費者物価指数の推移(対前年同月比)
- 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移
- 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移
- 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

参考資料2 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

- I 全国統計資料編
 - 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移(全国・ランク別、暦年・月)
- II 都道府県統計資料編
 - 5 消費者物価指数等の推移
 - (1) 消費者物価対前年上昇率の推移(都道府県庁所在都市別、暦年・月)

第5回目安小委員会(1/1)

参考資料 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）（新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む）

- 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2022年1月～7月）
- 経団連 春季賃上げ妥結状況
- ランク別有効求人倍率の推移
- ランク別新規求人数の水準の推移

参考資料 2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

I 全国統計資料編

4 春季賃上げ妥結状況

- (1) 春季賃上げ妥結状況（令和4年）（連合（規模別、方式別）、連合（有期・短時間・契約等労働者）、経団連（大手・中小別））

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（抄）

（平成 29 年 3 月 28 日）

4 参考資料の在り方について

（1）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、適切に今日の経済や賃金の状況における実態を把握できているか検討すべきとの意見や、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう定期的に見直しを行うべきとの意見、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模について改めて検討を行うべきであるとの意見があった。

今般の検討の結果、短期間に調査結果の集計が求められるという賃金改定状況調査の性格も考慮すると、調査対象事業所の選定について、当面は現行の方法を維持することが適当である。

（2）その他参考資料の在り方について

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第 9 条に規定されている地域別最低賃金の決定に当たって考慮すべきこととされている、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

これに対して、地方最低賃金審議会委員の意見聴取の結果も踏まえ、各種統計資料の棚卸しを行い、真に必要な資料を取捨選択すべきとの意見があった。また、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう参考資料の見直しを行うべきとの意見もあった。

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、下記（3）の最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しについて検討することが必要である。

（3）最低賃金引上げが及ぼす影響の検討について

最低賃金引上げが及ぼす影響については、新たに参考資料を追加することも含め、その影響をどのように評価するかに関して様々な意見があったが、中央最低賃金審議会として、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など広く様々な統計資料等を注視しながら、当該影響について継続的に検討していくことが必要である。

現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認
新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し

令和4年度第1回目安に関する小委員会
(令和4年6月28日)資料No.1に
第2・4・5回目安に関する小委員会で
提出した更新版を反映したもの

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 年齢別常用求人倍率の推移 (暦年、年齢別) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別(10人以上・10~99人)、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和4年) (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和3年)
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (令和4年) (連合、経団連) …… 14

6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）	・・・15
7	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・18
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・21
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・22
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・22
	(2) 法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度・四半期）	・・・25
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、暦年・四半期）	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・28
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・30
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・31
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・32
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・33

ロ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・34
ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・35
(2)	労働時間	
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移 [調査産業計、事業所規模30人以上] (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別 (暦年))	・・・36
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移 (ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・37
(2)	消費者物価地域差指数の推移 (ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・38
6	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)	・・・39
(2)	雇用保険の被保険者数 (ランク別・都道府県別・暦年)	・・・40
(3)	就業者数 (ランク別・都道府県別・暦年)	・・・41

III 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額 (引上げ額・率) ・採決状況等)	・・・42
(2)	目安と改定額との関係の推移 (ランク別・都道府県別、年度)	・・・43
(3)	効力発生年月日の推移 (ランク別・都道府県別、年度)	・・・44
(4)	加重平均額と引上げ率の推移 (全国・ランク別、年度)	・・・45
(5)	最高額と最低額及び格差の推移 (最高額・最低額・格差、年度)	・・・46
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移 (ランク別・都道府県別、年度)	・・・47
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移 (全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・48
(2)	業種別法違反の状況 (令和4年1月～3月、全国計)	・・・49

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)						鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (H27年=100)	前期比 (%)	指数 (H27年=100)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)			
													前期比 (%)	指数 (H27年=100)	
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	12,124	2.1	285	△ 17	4.3		
25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	10,855	1.9	265	△ 20	4.0		
26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	9,731	4.3	236	△ 29	3.6		
27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	8,812	△ 2.7	222	△ 14	3.4		
28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	8,446	△ 1.5	208	△ 14	3.1		
29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	8,405	3.9	190	△ 18	2.8		
30 年	5,562,938	0.6	-	5,544,395	0.6	104.2	1.1	103.1	8,235	0.8	167	△ 23	2.4		
令和元年	5,584,912	0.4	-	5,531,069	△ 0.2	101.1	△ 3.0	99.9	8,383	△ 3.1	162	△ 5	2.4		
2 年	5,380,016	△ 3.7	-	5,280,568	△ 4.5	90.6	△ 10.4	87.1	7,773	△ 12.8	192	30	2.8		
3 年	5,419,404	0.7	-	5,367,708	1.7	95.7	5.6	94.1	6,030	8.0	195	3	2.8		
令和 2 年 1～3 月	5,530,795	0.5	2.1	5,444,600	0.5	98.0	0.0	94.6	2,164	△ 1.0	167	1	2.4		
4～6 月	5,124,616	△ 7.3	△ 26.3	5,014,374	△ 7.9	81.5	△ 16.8	75.3	1,837	△ 20.4	196	27	2.8		
7～9 月	5,390,650	5.2	22.4	5,279,336	5.3	88.8	9.0	85.1	2,021	△ 7.4	206	43	3.0		
10～12 月	5,464,704	1.4	5.6	5,372,293	1.8	93.9	5.7	92.6	1,751	△ 20.8	203	48	2.9		
3 年 1～3 月	5,427,106	△ 0.7	△ 2.7	5,350,880	△ 0.4	96.3	2.6	95.4	1,554	△ 28.2	195	28	2.8		
4～6 月	5,451,170	0.4	1.8	5,384,878	0.6	96.5	0.2	95.3	1,490	△ 18.9	210	14	3.0		
7～9 月	5,393,833	△ 1.1	△ 4.1	5,341,939	△ 0.8	94.7	△ 1.9	90.5	1,447	△ 28.4	193	△ 13	2.8		
10～12 月	5,411,574	0.3	1.3	5,394,436	1.0	94.9	0.2	94.7	1,539	△ 12.1	180	△ 23	2.6		
4 年 1～3 月	5,419,704	0.2	0.6	5,387,618	△ 0.1	95.7	0.8	93.2	1,504	△ 3.2	182	△ 13	2.7		
令和 4 年 1 月	-	-	-	-	-	94.3	△ 2.4	92.8	452	△ 3.6	191	4	2.8		
2 月	-	-	-	-	-	96.2	2.0	94.2	459	1.5	188	△ 3	2.7		
3 月	-	-	-	-	-	96.5	0.3	92.7	593	△ 1.6	179	△ 9	2.6		
4 月	-	-	-	-	-	95.1	△ 1.5	92.7	486	0.0	176	△ 3	2.5		
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	524	11.0	-	-	-		
資料出所	内閣府「国民経済計算」						経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

(注) 国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期（月、四半期）比（差）である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は連続指数より推計した値である。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(特家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率								
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計		製造業						
							名目指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
平成 24 年	(倍) 1.28	(倍) 0.80	(R2年=100) 93.3	(%) 0.0	(R2年=100) 97.7	(%) △ 0.9	(R2年=100) 97.9	(%) △ 1.0	(R2年=100) 104.9	(%) △ 1.0	(R2年=100) 24.10	(%) △ 0.7	(R2年=100) 105.6	(%) △ 0.8	(%) 10.08
25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.3	97.9	△ 0.6	104.5	△ 0.1	24.37	△ 0.1	105.0	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.1	98.9	△ 2.2	102.2	△ 1.1	24.50	1.9	103.5	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.0	△ 0.9	101.2	△ 0.1	25.40	0.2	102.7	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	100.1	1.3	102.5	1.3	25.22	0.8	103.5	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.7	△ 0.1	102.4	△ 0.1	25.09	1.3	104.2	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.9	0.0	102.4	0.0	25.09	1.5	104.4	0.3	10.16
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.7	△ 0.8	101.7	△ 0.2	25.59	0.2	104.1	△ 0.4	10.27
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.7	100.0	△ 1.7	25.28	△ 4.0	100.0	△ 3.9	10.63
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.5	4.5	100.9	1.0	101.2	1.2	25.05	2.2	102.5	2.5	10.55
3 年 1～3月	1.96	1.09	99.8	0.3	101.0	1.4	101.1	1.4	101.4	1.0	25.23	2.6	103.1	2.2	10.85
4～6月	2.05	1.11	99.2	△ 0.6	103.4	2.4	101.3	0.2	102.0	0.6	24.69	0.1	103.6	0.5	10.39
7～9月	2.03	1.15	99.8	0.6	105.6	2.1	101.2	△ 0.1	101.5	△ 0.5	25.02	△ 0.4	102.8	△ 0.8	10.54
10～12月	2.10	1.17	100.0	0.3	108.0	2.3	100.5	△ 0.7	100.6	△ 0.9	25.24	△ 0.7	101.8	△ 1.0	10.40
4 年 1～3月	2.18	1.21	100.8	0.8	110.3	2.1	103.7	3.2	102.9	2.3	24.35	1.4	102.4	0.6	10.70
令和 4 年 1月	2.16	1.20	100.4	0.3	109.3	0.8	102.7	3.2	102.5	3.1	24.52	3.3	103.2	3.4	10.66
2月	2.21	1.21	100.8	0.4	110.3	0.9	103.7	1.0	102.9	0.4	24.34	△ 0.1	102.4	△ 0.8	10.82
3月	2.16	1.22	101.3	0.5	111.3	0.9	104.8	1.1	103.3	0.4	24.20	△ 0.1	101.7	△ 0.7	10.62
4月	2.19	1.23	101.8	0.5	112.8	1.3	104.6	△ 0.2	102.6	△ 0.7	24.22	1.9	103.2	1.5	10.75
5月			102.1	0.3	112.8	0.0									
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」								

(注) 1 職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、

2 そのほかの数値は原数値である。

3 毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推計値である。

4 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

国内企業物価指数の令和4年5月分の数値は速報値であり、同指数令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均した。

2 有効求人倍率の推移 (1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年	令和4年													
		平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	1月	2月	3月	4月
全国		0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.20	1.21	1.22	1.23
	Aランク	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	1.01	1.04	1.06	1.09	1.13
	Bランク	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.17	1.25	1.27	1.28	1.31
	Cランク	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.29	1.38	1.39	1.39	1.40
	Dランク	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.22	1.31	1.33	1.33	1.34

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人倍率は、求人票を受理したハローワークの所在地で集計した受理地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、各年における適用ランクである。
 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。
2 令和2年4月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

区分	年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	1.8	2.5	3.4	2.6
	500人以上	△ 0.2	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	1.2	2.1	2.7	1.6
	100～499人	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	2.3	2.9	4.7	3.6
	30～99人	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.2	3.1	3.6	3.4
	5～29人	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0
定期給与額	30人以上	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.0 (1.8)	2.3 (1.9)	2.2 (1.9)	2.5 (2.2)
	500人以上	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.6 (1.2)	1.7 (1.3)	1.7 (1.4)	1.3 (1.1)
	100～499人	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	2.6 (2.0)	3.0 (2.4)	3.1 (2.5)	3.5 (2.8)
	30～99人	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	2.9 (2.8)	3.2 (3.1)	3.0 (2.9)	3.5 (3.3)
	5～29人	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.7 (△ 0.7)	△ 1.0 (△ 1.1)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 3 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

区分	年	令和4年												
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	1月	2月	3月	4月
パートタイム労働者比率	30人以上	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.52	24.34	24.20	24.22
	500人以上	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	15.23	15.19	14.32	14.86
	100～499人	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.80	23.33	22.78	23.08
	30～99人	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.09	30.10	30.69	30.24
	5～29人	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	40.65	40.78	40.82	40.56

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、%）

区分 年度	高校卒						短大卒 (事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)				一律	基幹職	差あり 補助職	
	一律	基幹職	差あり 補助職	一律	基幹職	差あり 補助職					
平成24年度	162,047 140 (0.1)	165,323 161 (0.1)	157,745 91 (0.1)	163,789 72 (0.0)	173,003 125 (0.1)	204,095 207 (0.1)	205,374 232 (0.1)	181,773 30 (0.0)	220,576 176 (0.1)		
25年度	162,195 141 (0.1)	166,122 187 (0.1)	158,603 125 (0.1)	163,781 38 (0.0)	173,599 223 (0.1)	204,149 132 (0.1)	205,698 461 (0.2)	182,228 175 (0.1)	219,981 161 (0.1)		
26年度	162,381 702 (0.4)	167,202 569 (0.3)	159,446 544 (0.3)	163,990 736 (0.5)	174,179 655 (0.4)	204,863 806 (0.4)	206,322 601 (0.3)	183,060 464 (0.3)	220,724 787 (0.4)		
27年度	163,737 1,239 (0.8)	167,472 904 (0.5)	159,382 706 (0.4)	165,054 1,151 (0.7)	175,591 1,342 (0.8)	205,914 1,574 (0.8)	207,854 1,933 (0.9)	184,169 1,318 (0.7)	222,083 1,875 (0.9)		
28年度	164,828 824 (0.5)	167,370 582 (0.3)	159,246 616 (0.4)	166,617 748 (0.5)	176,197 767 (0.4)	207,163 880 (0.4)	209,785 1,263 (0.6)	184,691 631 (0.3)	223,684 1,153 (0.5)		
29年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)		
30年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)		
令和元年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)		
2年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)		
3年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)		
4年度	175,234 2,676 (1.6)	177,447 3,011 (1.7)	167,371 3,067 (1.9)	175,285 1,959 (1.1)	187,044 1,940 (1.0)	216,637 2,574 (1.2)	221,270 1,868 (0.9)	195,904 1,485 (0.8)	234,239 2,139 (0.9)		

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

- (注) 1 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であったも初任給額が前年度の額よりも小さくなったという箇所が一部の区分にみられる。
- 2 調査対象は、東証プライム上場企業（令和3年度までは全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業）である。
- 3 令和4年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間
イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数 (令和2年=100)				実数 (参考)					
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり所定内給与		所定内給与		時間当たり所定内給与	
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④	
平成26年	97.5	0.0	104.8	△ 0.5	93.0	0.5	268,881	136.3	1,973	
27年	98.0	0.6	104.8	△ 0.1	93.5	0.7	265,540	135.8	1,955	
28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968	
29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.7	268,736	135.7	1,980	
30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.3	270,694	134.9	2,007	
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.2	270,847	132.0	2,052	
2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	1.8	271,025	129.6	2,091	
3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	0.0	273,186	130.8	2,089	
2年1～3月	99.4	0.4	98.7	△ 0.4	100.7	0.8	269,293	127.9	2,105	
4～6月	100.1	△ 0.2	98.7	△ 4.0	101.4	3.8	271,250	127.9	2,121	
7～9月	100.1	0.0	100.1	△ 2.1	100.0	2.1	271,292	129.7	2,092	
10～12月	100.4	0.0	102.6	△ 0.6	97.9	0.6	272,270	133.0	2,047	
3年1～3月	100.1	0.7	98.1	△ 0.6	102.0	1.3	271,181	127.2	2,132	
4～6月	101.1	1.1	102.6	3.9	98.5	△ 2.8	274,127	132.9	2,063	
7～9月	100.8	0.7	100.3	0.1	100.5	0.6	273,185	130.0	2,101	
10～12月	101.2	0.8	102.6	0.0	98.6	0.8	274,251	133.0	2,062	
4年1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.7	276,252	127.2	2,172	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数 (令和2年=100)				実数 (参考)				
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり所定内給与		所定内労働時間		時間当たり所定内給与 ③/④
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	
平成26年	98.7	△ 0.4	108.5	△ 0.7	91.0	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	98.9	0.2	107.8	△ 0.6	91.7	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.3	207,780	123.5	1,682
2年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.8	209,379	120.9	1,732
3年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
2年1～3月	98.9	1.2	99.0	△ 0.3	99.9	1.5	207,151	119.7	1,731
4～6月	100.2	0.9	98.4	△ 4.3	101.8	5.2	209,852	118.9	1,765
7～9月	100.2	0.4	100.3	△ 2.1	99.9	2.5	209,834	121.3	1,730
10～12月	100.6	0.6	102.3	△ 1.2	98.3	1.8	210,663	123.7	1,703
3年1～3月	99.4	0.5	97.1	△ 2.0	102.4	2.5	208,120	117.4	1,773
4～6月	100.7	0.5	101.3	2.8	99.4	△ 2.3	210,778	122.4	1,722
7～9月	99.8	△ 0.4	99.0	△ 1.3	100.8	0.9	209,064	119.7	1,747
10～12月	100.0	△ 0.6	101.7	△ 0.6	98.3	0.0	209,441	122.9	1,704
4年1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

口 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上			10～99人			5～9人		
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与
	① (千円)	② (時間)	①/② (円)	③ (千円)	④ (時間)	③/④ (円)	⑤ (千円)	⑥ (時間)	⑤/⑥ (円)
平成24年	297.7	165	1,804	258.2	172	1,501	255.5	174	1,468
25年	295.7	163	1,814	261.5	170	1,538	259.9	172	1,511
26年	299.6	163	1,838	262.4	171	1,535	260.3	174	1,496
27年	304.0	164	1,854	264.4	172	1,537	264.6	174	1,521
28年	304.0	164	1,854	266.4	171	1,558	260.5	173	1,506
29年	304.3	165	1,844	269.0	171	1,573	262.6	172	1,527
30年	306.2	164	1,867	268.3	171	1,569	268.6	171	1,571
令和元年	307.7	160	1,923	273.2	168	1,626	270.6	169	1,601
2年	307.7	165	1,865	278.0	170	1,635	282.0	171	1,649
3年	307.4	165	1,863	279.9	169	1,656	276.1	170	1,624
			(%)			(%)			(%)
			0.9			0.3			0.6
			0.5			2.5			2.9
			1.3			△0.2			△1.0
			0.8			0.2			1.7
			0.0			1.3			△1.0
			△0.5			1.0			1.4
			1.2			△0.3			2.9
			3.0			3.6			1.9
			-			-			-
			△0.1			1.3			△1.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が

一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人					
	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比				
平成26年	(時間) 136.3	(%) △ 0.5	(時間) 131.1	(%) △ 0.7	(時間) 12.8	(%) 3.9	(時間) 17.5	(%) 6.9	(時間) 8.5	(%) 6.5	(時間) 11.2	(%) 5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
3年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
令和4年1月	125.1	0.7	112.8	0.0	11.8	7.1	15.5	9.0	6.8	1.5	8.1	13.8
2月	124.7	0.3	115.0	△ 2.4	11.9	7.0	16.6	10.6	7.0	1.4	9.7	16.4
3月	131.9	△ 0.9	119.0	△ 2.2	12.6	4.9	16.8	6.9	7.6	1.4	10.0	20.1
4月	136.1	△ 1.6	123.7	△ 2.4	12.9	6.4	16.7	6.2	7.7	2.7	9.5	12.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和4年）

連合 第7回（最終）回答集計結果（令和4年7月5日）

	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式（組合数による単純平均）	
	35歳		30歳	
1,000人以上	304組合 1,480,050人 6,637円 (6,051円) 2.18% (2.02%)	30組合 99,310人 2,308円 (2,518円) 0.67% (0.74%)	29組合 121,026人 1,147円 (356円) 0.40% (0.13%)	
300～999人	533組合 6,093円 (5,522円) 2.25% (2.06%)	53組合 30,249人 3,002円 (1,618円) 1.02% (0.56%)	42組合 22,626人 1,666円 (917円) 0.67% (0.37%)	
100～299人	740組合 5,842円 (5,291円) 2.27% (2.05%)	68組合 12,271人 1,861円 (844円) 0.70% (0.32%)	69組合 12,112人 1,719円 (558円) 0.71% (0.24%)	
～99人	636組合 5,461円 (4,885円) 2.24% (2.01%)	86組合 4,122人 1,633円 (855円) 0.64% (0.35%)	94組合 4,479人 1,464円 (755円) 0.62% (0.33%)	
規模計	2,213組合 6,474円 (5,831円) 2.20% (2.03%)	237組合 145,952人 2,090円 (1,197円) 0.75% (0.44%)	234組合 160,243人 1,536円 (679円) 0.62% (0.28%)	

(注)1 ()内の数値は、令和3年7月5日付 第7回（最終）集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合（有期・短時間・契約等労働者）

第7回（最終）回答集計結果（令和4年7月5日）

	単純平均		加重平均	
	時給	337組合 754,004人	賃上げ額 21.37円 (16.38円)	平均時給 1,057.31円 (1,023.96円)
月給	100組合 27,425人	賃上げ額 3,728円 (3,480円)	賃上げ率 1.75% (1.64%)	3,997円 (3,667円)
				1.85% (1.72%)

(注)1 ()内の数値は、令和3年7月5日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連（大手企業）最終集計（令和4年7月27日）

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手253社	135社 7,562円 (6,124円) 2.27% (1.84%)

(注)1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。

2 202社(79.8%)の妥結を把握したが、このうち67社は平均額不明等のため、集計より除外。

3 ()内の数値は、令和3年7月30日付最終集計結果。

経団連（中小企業）第1回集計（令和4年6月10日）

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	249社 5,219円 (4,444円) 1.97% (1.72%)

(注)1 従業員数500人未満の企業を対象。

2 252社(33.4%)から回答を把握したが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()の数値は、令和3年6月11日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
3 年	4,694	4,087	1.6	1.5

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和3年)

(単位：%)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.9)	(1.1)	(11.0)
企業業績	46.8	67.4	34.0
世間相場	3.2	-	0.5
雇用の維持	8.8	12.9	5.4
労働力の確保・定着	8.5	-	1.9
物価の動向	0.1	-	-
労使関係の安定	2.0	4.9	2.2
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.9	-	-
前年度の改定の実績	3.6	1.2	1.6
その他	4.5	4.1	0.6
重視した要素はない	17.0	5.4	49.7
不明	0.7	4.2	4.2

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 ()内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

2 表中の — は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

第7回(最終)回答集計結果(令和4年7月5日)

	一時金	2022年回答		(参考)昨年対比	2021年回答	
		集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2,509組合	2.33ヶ月	0.15ヶ月	2,435組合	2.18ヶ月
	回答額	1,862組合	708,319円	48,070円	1,814組合	660,249円
年 間	回答月数	2,018組合	4.87ヶ月	0.25ヶ月	1,933組合	1,781,130人
	回答額	1,237組合	1,560,045円	39,921円	1,136組合	1,520,124円
			1,080,221人			1,183,121人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2021年回答の数値は令和3年7月5日付第7回(最終)集計結果。

経団連第1回集計(令和4年6月21日)

	2022年夏季			2021年夏季		
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率
総 平 均	105社	929,259円	13.81%	104社	841,150円	△ 7.28%
製造業平均	93社	930,475円	15.11%	99社	842,115円	△ 6.52%
非製造業平均	12社	922,512円	6.99%	5社	832,485円	△ 13.46%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手253社。

2 20業種164社(64.8%)の妥結を把握しているが、うち59社は平均額不明のため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

(単位：%)

区分	年	令和4年										3年					
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	1月		2月	3月	4月	5月	6月
全 国		0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	△ 0.3		0.6	1.1	1.5	3.0	2.9	2.8
Aランク		△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.6		0.4	1.0	1.3	3.0	2.9	2.7
Bランク		0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.4		0.5	1.0	1.4	2.8	2.7	2.5
Cランク		△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	△ 0.2		0.4	0.8	1.2	2.7	2.7	2.7
Dランク		0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.3		0.3	0.7	1.1	2.9	2.8	2.8

(参考)
令和4年
1月～6月
の各ランク
の平均

1.88

1.82

1.75

1.77

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。

7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
地域別 最低賃金 (円)	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
未満率 (%)	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
影響率 (%)	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値

(単位：%)

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
未満率	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—
影響率	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

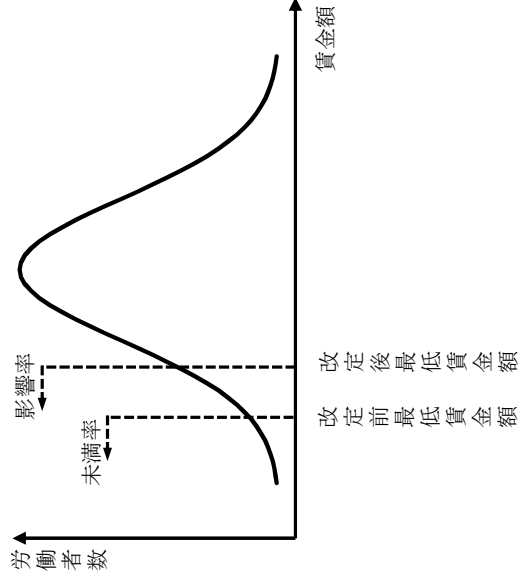
(単位：%)

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
未満率	1.7	1.9	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9
影響率	2.7	3.5	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 2 平成24年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）
 (1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10~99人))

項目	地域別最低賃金 (全国加重平均額)				一般労働者(男女計)				
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
年	(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
見直し前	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
見直し前	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
見直し前	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
見直し前	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
見直し前	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
見直し前	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
見直し前	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
見直し前	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後	749	296.9	165	1,799	41.6	259.6	172	1,509	49.6
見直し後	764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4
見直し後	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
見直し後	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
見直し後	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
見直し後	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
見直し後	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
見直し後	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
見直し後	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
見直し後	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成24年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年・全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

項目	短時間労働者									
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
年	時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤	時間額比
見直し前	749	(円) 1,026	(%) 73.0	(円) 1,001	(%) 74.8	(円) 1,038	(%) 72.2	(円) 1,002	(%) 74.8	(%) 74.8
平成24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8	74.8
25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6	76.6
26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9	77.9
27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3	77.3
28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4	79.4
29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4	80.4
30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8	80.8
令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8	80.8
見直し後	749	(円) 1,171	(%) 64.0	(円) 1,059	(%) 70.7	(円) 1,119	(%) 66.9	(円) 1,031	(%) 72.6	(%) 72.6
平成24年	749	1,171	64.0	1,059	70.7	1,119	66.9	1,031	72.6	72.6
25年	764	1,157	66.0	1,059	72.1	1,122	68.1	1,039	73.5	73.5
26年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1	74.1
27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6	74.6
28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8	75.8
29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7	77.7
30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2	77.2
令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1	78.1
2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1	69.1
3年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0	73.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、平成24年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模30人以上）

項目	厚生労働省「毎月勤労統計調査」							
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	時間額	所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比
年	①	②	③	④	②/③	⑤=②/④	①/⑤	(%)
平成26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5	
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8	
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8	
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8	
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6	
令和元年	901	270,847	18.2	132.0	14,882	2,052	43.9	
2年	902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1	
3年	930	273,186	18.0	130.8	15,177	2,089	44.5	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	平成31年		令和元年			令和2年			令和3年			令和4年3月		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	7	3	-1	-4	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	0
製造業	15	14	14	11	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	-5
非製造業	12	7	5	0	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9
大企業	21	23	21	20	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	7
中堅企業	7	5	2	1	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	1
非製造業	18	18	18	14	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	-3
中小企業	6	-1	-4	-9	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-5
非製造業	12	10	10	7	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-10

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和4年3月調査の時点で、約9,400社である。

資本金
大企業 10億円以上
中堅企業 1億円以上10億円未満
中小企業 2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

口 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)
規模計				
製造業	-15.9	-3.8	39.7	-2.8
非製造業	-5.1	-30.4	25.3	1.0
大企業				
製造業	-17.5	-1.4	42.0	-2.9
非製造業	-7.8	-37.9	34.1	0.5
中堅企業				
製造業	-3.1	-11.5	28.1	-0.6
非製造業	-2.8	-23.9	21.9	3.7
中小企業				
製造業	-18.1	-10.2	37.1	-4.9
非製造業	0.7	-16.1	10.3	0.0

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)
規模計				
製造業	6.14	6.39	8.16	7.71
非製造業	4.78	3.61	4.47	4.45
大企業				
製造業	7.00	7.48	9.70	9.21
非製造業	6.18	4.22	5.93	5.90
中堅企業				
製造業	5.22	4.93	5.79	5.46
非製造業	3.70	3.03	3.34	3.36
中小企業				
製造業	3.80	3.70	4.64	4.30
非製造業	3.53	3.18	3.38	3.34

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

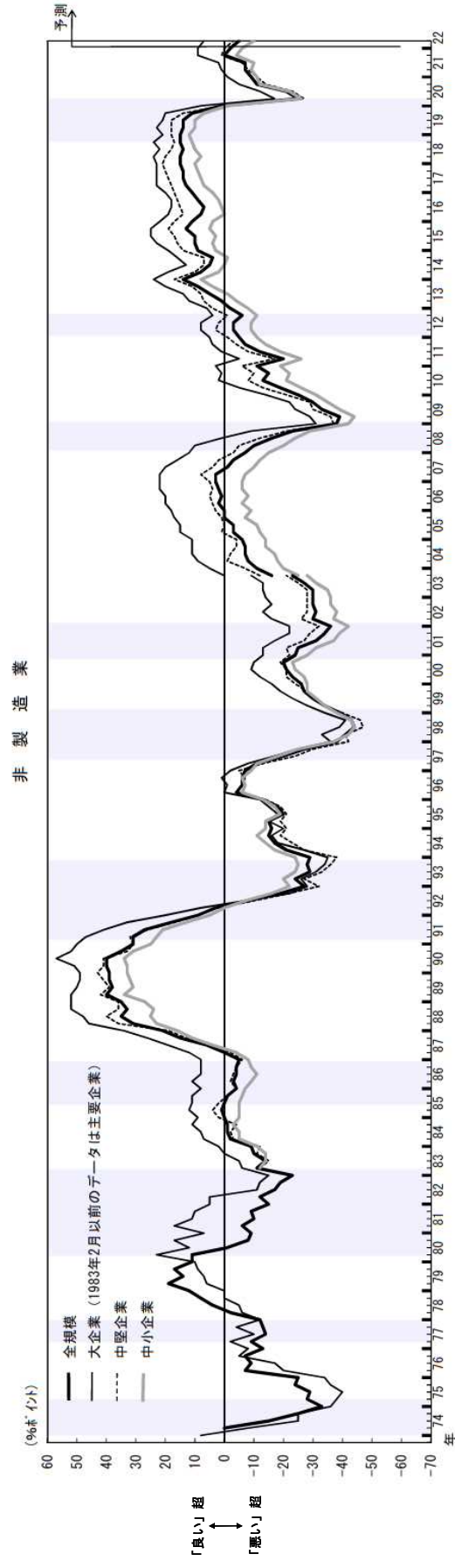
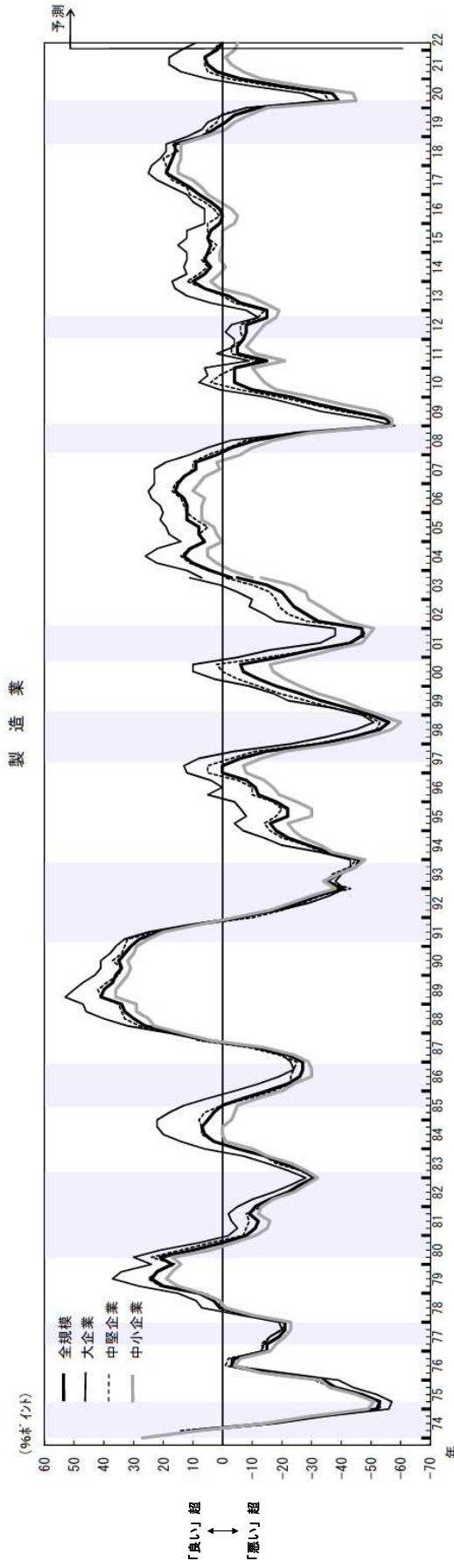
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

▽業況判断の推移

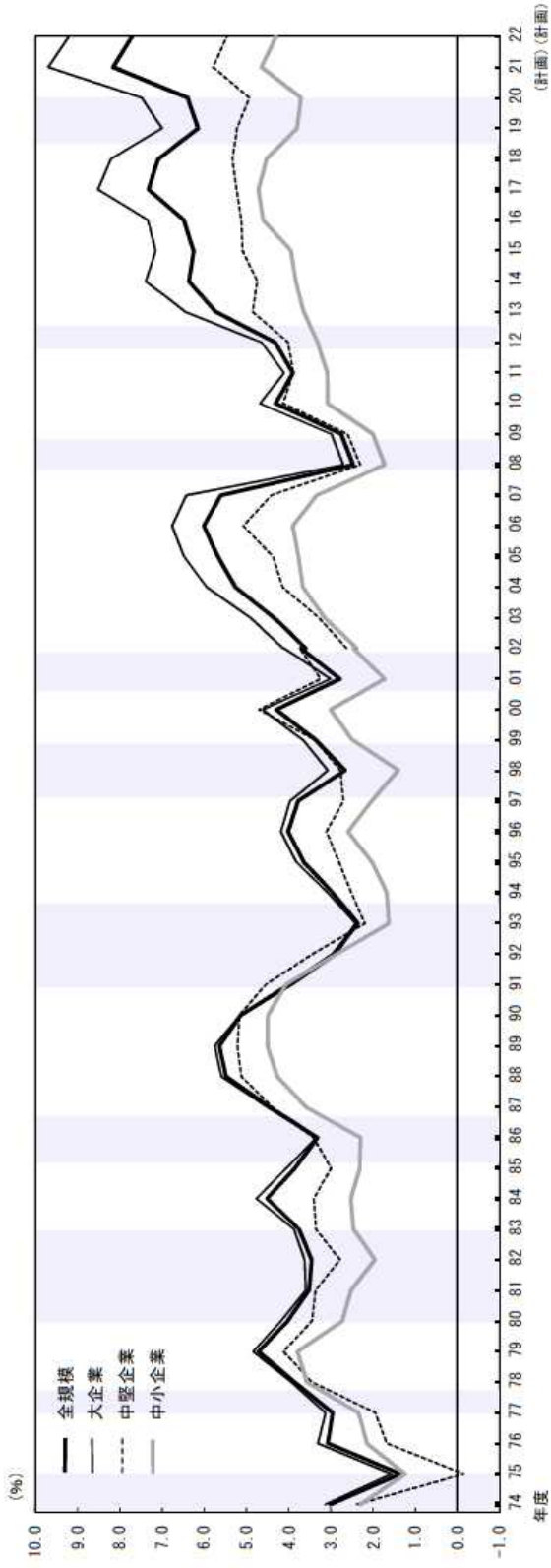
- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前の調査は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。



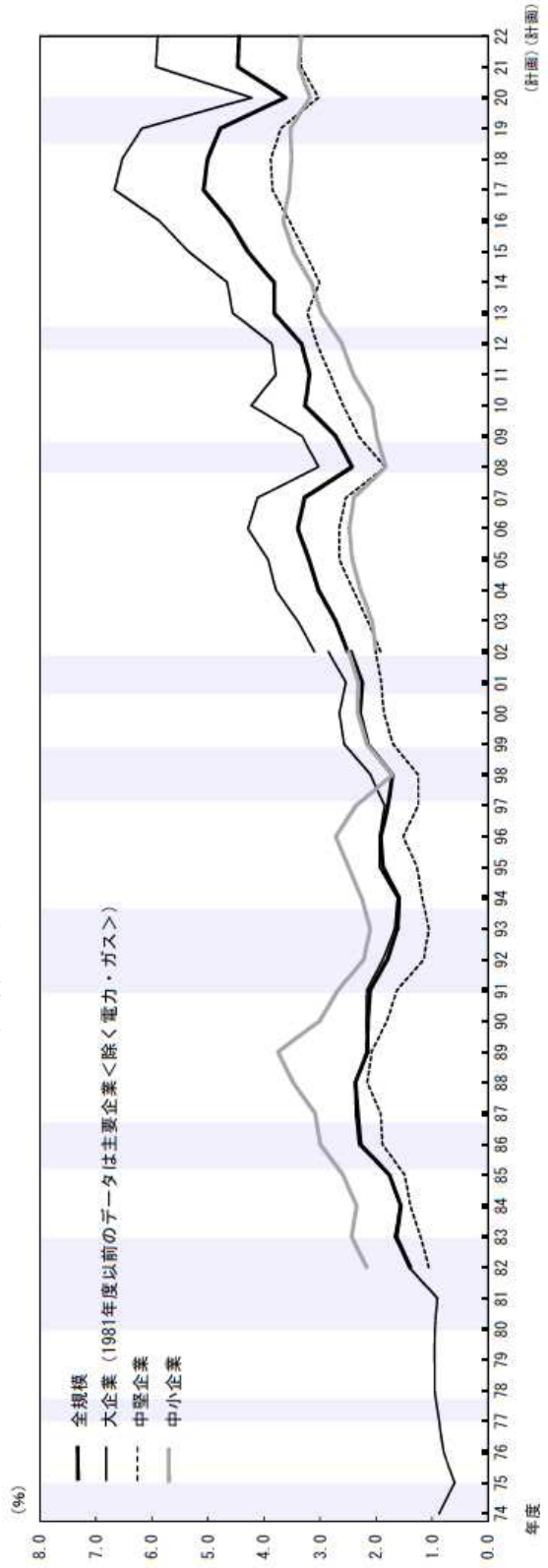
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2022年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2022年3月調査）

(2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年				令和4年 1～3月期
				1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	
規模計	839,177	714,385	628,538	200,746	240,736	167,508	230,145	228,323
前年同期比	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	26.0	93.9	35.1	24.7	13.7
資本金規模10億円以上	482,378	416,995	370,705	105,027	163,113	95,107	117,616	124,141
前年同期比	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	48.9	61.7	41.3	25.4	18.2
〃 1億円～10億円	136,617	115,306	104,222	33,773	32,015	30,947	41,416	40,289
前年同期比	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	21.7	184.9	28.8	32.0	19.3
〃 1,000万円～1億円	183,789	154,438	126,043	61,947	45,608	41,454	71,113	63,893
前年同期比	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	1.6	278.6	26.9	19.8	3.1
売上高	5.5	4.8	4.6	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
経常利益	8.2	7.4	7.2	7.3	12.7	7.3	8.2	8.3
〃 1億円～10億円	4.6	4.0	3.9	4.9	4.8	4.4	5.4	5.2
〃 1,000万円～1億円	3.6	3.1	2.7	5.1	3.9	3.4	5.4	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 年次別調査は規模計に資本金規模1000万円未満を含む(四半期別調査は含まず。)

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和元年			令和2年			令和3年			令和4年			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

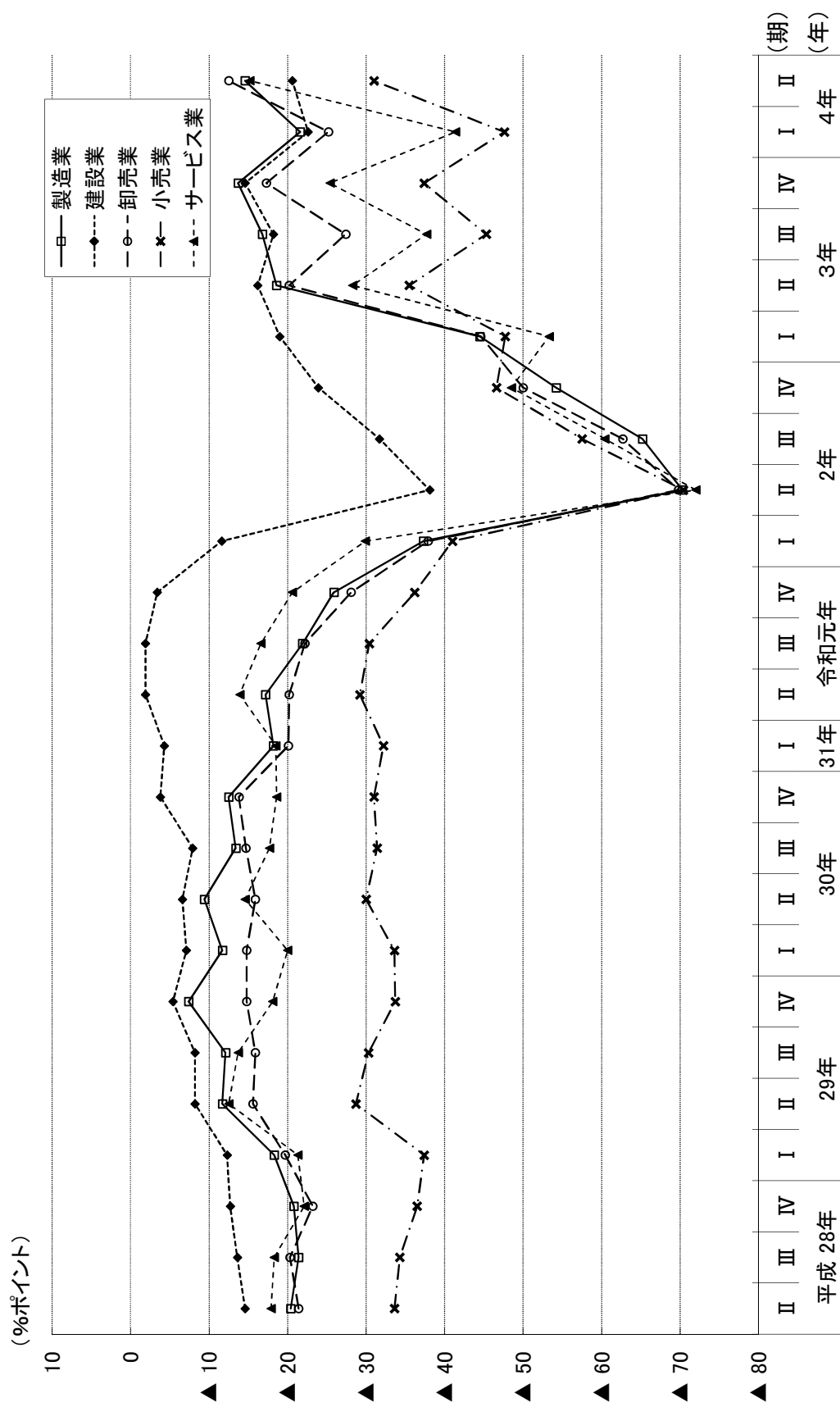
(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注)前年同期比「好転」-「悪化」

11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業				非製造業						
	前年度比	資本金1億円以上	資本金1千万円以上 1億円未満	資本金1千万円未満	資本金1億円以上	資本金1千万円以上 1億円未満	資本金1千万円未満	資本金1億円以上	前年度比				
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比				
平成23年度	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

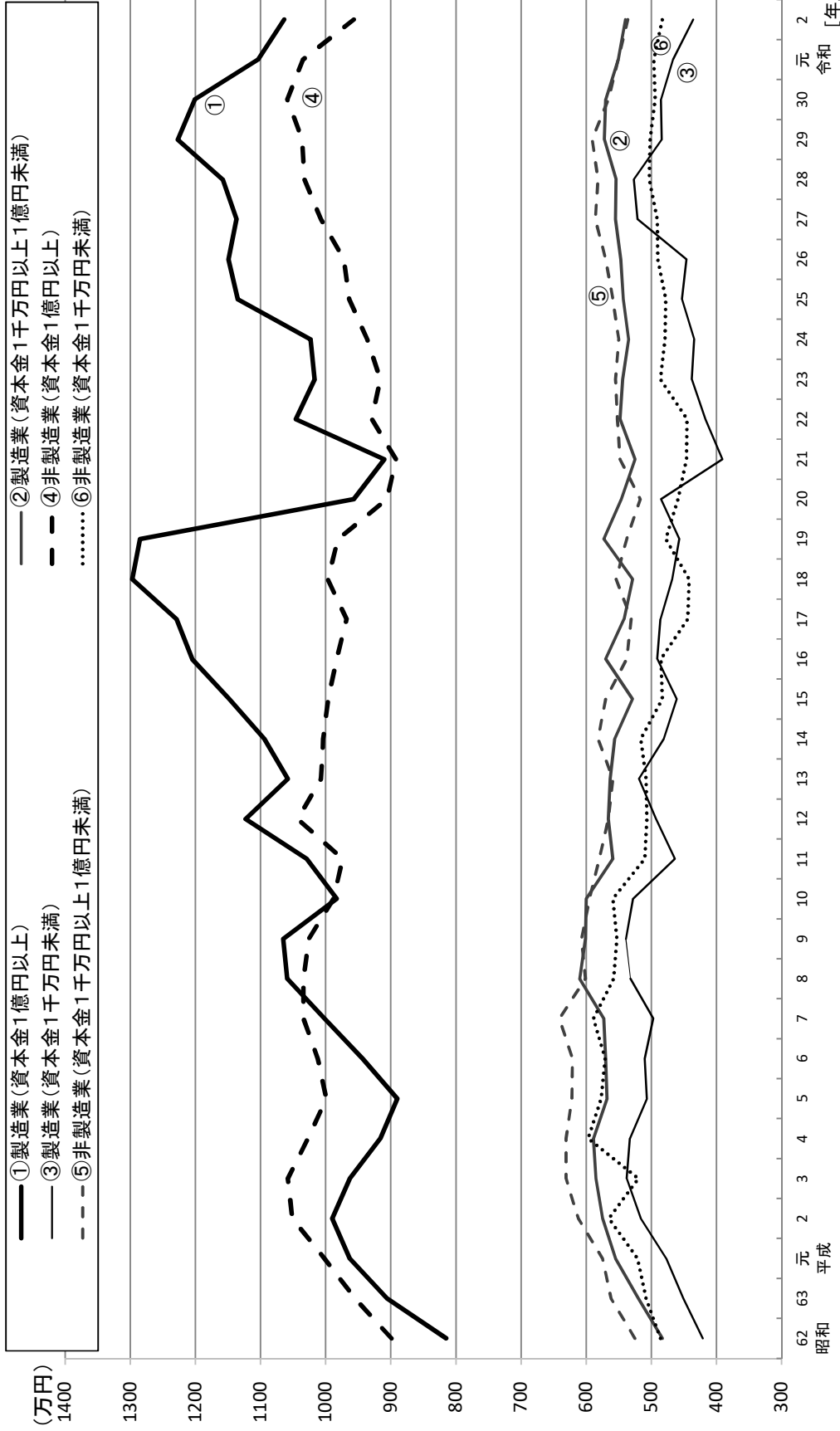
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃貸借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計年次別調査「金融業、保険業以外の業種」
 従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数
 「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間を常用者の1か月平均労働時間で除したもの)との合計である。

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成30年度）			標準生計費（月額、令和3年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和3年）					
		（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	（円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）			
A ランク	東京都	5,415	100.0	1	263,130	100.0	2	192.3	100.0	2	211.7	100.0	1
	東京都	3,268	60.3	10	229,340	87.2	11	201.2	104.6	1	191.0	90.2	2
	東京都	3,190	58.9	12	204,190	77.6	21	188.0	97.8	6	187.6	88.6	3
	東京都	3,728	68.8	2	218,510	83.0	15	182.1	94.7	14	175.7	83.0	14
	東京都	3,047	56.3	18	255,640	97.2	5	183.5	95.4	11	176.5	83.4	12
	東京都	3,116	57.5	15	256,870	97.6	4	186.7	97.1	7	184.5	87.2	5
	東京都	2,983	55.1	22	195,230	74.2	29	188.8	98.2	4	181.8	85.9	7
	東京都	2,968	54.8	23	242,330	92.1	9	184.4	95.9	10	185.8	87.8	4
	東京都	3,432	63.4	4	228,162	86.7	12	178.8	93.0	19	172.4	81.4	20
	東京都	3,318	61.3	7	202,400	76.9	24	189.7	98.6	3	173.4	81.9	18
B ランク	東京都	3,327	61.4	6	180,932	68.8	40	185.4	96.4	8	174.2	82.3	16
	東京都	3,479	64.3	3	187,281	71.2	35	179.5	93.3	18	169.1	79.9	29
	東京都	3,109	57.4	16	189,597	72.1	33	176.8	91.9	25	163.5	77.2	41
	東京都	3,010	55.6	21	210,330	79.9	20	177.7	92.4	22	183.5	86.7	6
	東京都	3,398	62.8	5	250,106	95.1	6	176.5	91.8	26	175.5	82.9	15
	東京都	3,121	57.6	14	211,690	80.5	19	180.8	94.0	15	172.2	81.3	22
	東京都	3,160	58.4	13	202,350	76.9	25	177.5	92.3	23	162.1	76.6	45
	東京都	3,283	60.6	8	197,680	75.1	27	180.2	93.7	16	172.3	81.4	21
	東京都	2,769	51.1	32	203,960	77.5	23	175.0	91.0	31	171.5	81.0	24
	東京都	3,023	55.8	19	218,070	82.9	16	175.3	91.2	29	170.5	80.5	27
C ランク	東京都	3,013	55.7	20	259,115	98.5	3	178.5	92.8	21	171.2	80.9	26
	東京都	2,632	48.6	41	243,620	92.6	8	168.2	87.5	42	176.4	83.3	13
	東京都	2,945	54.4	24	183,873	69.9	37	183.5	91.3	28	169.4	80.0	28
	東京都	2,885	53.3	30	195,080	74.1	30	182.9	95.1	27	177.4	83.8	10
	東京都	3,199	59.1	11	186,407	70.8	36	176.3	91.7	12	163.6	77.3	40
	東京都	2,919	53.9	26	179,570	68.2	41	175.2	91.1	30	172.8	81.6	19
	東京都	3,280	60.6	9	170,690	64.9	44	188.2	97.9	5	181.8	85.9	7
	東京都	2,913	53.8	28	173,840	66.1	42	176.9	92.0	24	164.1	77.5	38
	東京都	2,742	50.6	34	197,380	75.0	28	179.8	93.5	17	168.4	79.5	30
	東京都	2,916	53.9	27	245,620	93.3	7	182.2	94.7	13	177.5	83.8	9
D ランク	東京都	3,092	57.1	17	234,670	89.2	10	174.7	90.8	32	165.9	78.4	34
	東京都	2,943	54.3	25	228,050	86.7	13	171.2	89.0	36	164.8	77.8	36
	東京都	2,714	50.1	35	160,480	61.0	47	185.3	96.4	9	174.0	82.2	17
	東京都	2,897	53.5	29	217,370	82.6	18	169.5	88.1	38	162.7	76.9	44
	東京都	2,658	49.1	39	181,720	69.1	39	178.8	93.0	19	176.6	83.4	11
	東京都	2,667	49.3	38	192,050	73.0	31	192.0	97.9	39	161.4	76.2	46
	東京都	2,515	46.5	43	182,430	69.3	38	172.4	89.7	34	171.8	81.2	23
	東京都	2,667	49.3	37	217,904	82.8	17	167.5	87.1	44	164.4	77.7	37
	東京都	2,629	48.6	42	201,770	76.7	26	171.8	89.3	35	165.2	78.0	35
	東京都	2,644	48.8	40	204,000	77.5	22	168.4	87.6	40	171.5	81.0	24
資料出所	東京都	2,841	52.5	31	268,020	101.9	1	168.9	87.8	41	168.4	79.5	30
	東京都	2,509	46.3	44	191,100	72.6	32	171.1	89.0	37	166.8	78.8	33
	東京都	2,753	50.8	33	167,070	63.5	45	166.7	86.7	45	168.0	79.4	32
	東京都	2,507	46.3	45	173,640	66.0	43	173.0	90.0	33	163.2	77.1	42
	東京都	2,697	49.8	36	165,292	62.8	46	163.7	85.1	47	163.2	77.1	42
	東京都	2,468	45.6	46	220,960	84.0	14	166.5	86.6	46	157.6	74.4	47
	東京都	2,391	44.2	47	187,980	71.4	34	187.9	87.3	43	164.1	77.5	38
	東京都	2,943	54.3	25	228,050	86.7	13	171.2	89.0	36	164.8	77.8	36
	東京都	2,714	50.1	35	160,480	61.0	47	185.3	96.4	9	174.0	82.2	17
	東京都	2,897	53.5	29	217,370	82.6	18	169.5	88.1	38	162.7	76.9	44

(注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
 3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	京	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45	1.19
	東	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87	0.79
	神	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29	1.13
	奈	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21	1.17
	阪	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31	1.00	0.93
B ランク	大	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31	0.98	0.85
	愛	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17	1.06
	埼	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04	0.93
	千	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04	1.10
	都	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35	0.95	0.94
	京	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33	1.35
	兵	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06	1.06
	庫	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42	1.32
	岡	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60	1.16	1.33
	静	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91	1.31	1.37
C ランク	賀	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66	1.16	1.20
	滋	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42	1.05	1.19
	茨	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26	1.26
	城	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02	1.59	1.39
	木	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95	1.31	1.34
	大	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80	1.42	1.36
	宮	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49	1.21	1.17
	福	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63	1.26	1.30
	山	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57	1.15	1.06
	崎	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62	1.27	1.33
	口	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01	1.39	1.43
	泉	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05	1.64	1.74
	北	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41	1.05	1.09
	海	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24	1.03	1.00
	D ランク	徳	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64	1.28
島		0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50	1.16	1.19
徳		1.24	1.41	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51	1.25	1.28
高		0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.19	1.16
分		0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54	1.15	1.27
形		0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64	1.33	1.28
媛		0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70	1.46	1.49
根		0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71	1.32	1.35
取		0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63	1.23	1.30
本		0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.25	1.25	1.22	0.98	1.06
崎		0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29	1.03	1.08
知		0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39	1.09	1.19
手		0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14	1.25
島		0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.09	1.20
児		0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	0.99	1.05
青	0.68	0.72	0.90	1.03	1.16	1.35	1.52	1.48	1.29	1.44	
秋	0.69	0.77	0.93	1.05	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18	1.32	
宮	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19	0.81	0.73	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は求人票を受理したハローワークの所在地で集計した受理地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	14年1月～3月
A ランク	東京都	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.8
	神奈川県	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.9
	大阪府	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	2.9
	愛知県	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	1.9
B ランク	埼玉県	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.3	2.9	3.1	2.9
	千葉県	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5
	東京都	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	3.0
	兵庫県	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.5
C ランク	静岡県	3.3	3.0	2.8	2.2	2.5	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.2
	滋賀県	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.4	2.5	2.4
	茨城県	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.8
	栃木県	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.2	2.4	2.4	2.6	2.5
D ランク	島根県	3.6	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
	広島県	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	2.0	2.1	2.4	2.5
	岡山県	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	2.1
	豊後県	3.2	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.2	1.3	1.8	2.0	1.5
E ランク	山口県	3.4	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	2.1
	徳島県	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.4	2.4
	香川県	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.3	2.4	2.2	2.3	2.5
	岡山県	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.9	1.9	2.3
F ランク	兵庫県	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.3
	奈良県	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.2	2.4	2.3
	宮城県	4.8	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.5
	福島県	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.8	3.0	3.0	2.8
G ランク	山形県	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	1.7	1.6
	秋田県	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.3	1.3	1.6	1.7	1.2
	岩手県	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.6	1.7
	宮城県	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.5	2.6
H ランク	北海道	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.1
	青森県	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.8
	岩手県	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.8
	宮城県	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.6	2.2	1.9	2.2	2.5	2.5
I ランク	福島県	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.4	2.3	2.2
	山形県	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	2.0
	秋田県	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.2	2.3
	岩手県	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.7	1.7	2.0	2.0	2.2
J ランク	宮城県	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	1.7	1.1
	山形県	3.7	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.4
	秋田県	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.7	2.7	2.8	2.8	2.7
	岩手県	4.4	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.2	2.2	2.5	2.4	2.2
K ランク	青森県	3.9	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.5	2.4	2.4
	岩手県	4.5	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	1.9	2.4	2.7	2.7	1.8
	宮城県	5.3	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	3.0	3.3
	秋田県	4.4	4.0	3.7	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.8	2.6	2.7
L ランク	宮城県	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.4	1.4	1.9	2.3	2.5
	秋田県	6.8	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	2.8	2.7	3.3	3.7	3.9

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」
 (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計)
 2 都道府県別に表章するように標準設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標準規模も小さいことから、標準誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京都	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	358,390	—
	東京都	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	300,198	—
	大阪府	302,997	299,002	301,142	300,751	301,153	308,031	298,470	297,353	295,199	—
	愛知県	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	303,422	—
	埼玉県	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	267,480	257,748	—
	千葉県	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	269,050	275,330	269,050	271,345	—
	東京都	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	266,443	—
	兵庫県	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	284,184	270,450	—
	静岡県	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,851	274,972	—
	滋賀県	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	290,321	278,543	—
B ランク	茨城県	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	282,919	284,831	290,220	288,642	—
	栃木県	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	277,560	—
	埼玉県	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	282,376	—
	千葉県	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	274,964	272,542	—
	東京都	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	272,536	269,880	—
	東京都	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	290,270	—
	三重県	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	265,392	—
	群馬県	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	270,130	—
	東京都	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	269,358	—
	石川県	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	271,705	—
C ランク	香川県	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	264,357	—
	奈良県	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	247,550	—
	宮城県	269,222	269,445	276,602	258,084	259,799	262,283	269,799	268,954	268,970	—
	福山県	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	271,270	—
	山口県	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	256,769	—
	岐阜県	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	262,690	—
	福井県	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	273,558	—
	福井県	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	252,589	—
	北海道	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	264,924	—
	新潟県	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	256,321	—
D ランク	徳島県	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	265,351	—
	徳島県	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	267,665	—
	大分県	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	258,210	—
	山形県	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	246,311	—
	愛媛県	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	250,932	—
	鳥取県	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	261,702	—
	鳥取県	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	245,504	—
	鳥取県	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	247,247	—
	熊本県	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	248,751	256,406	—
	長崎県	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	254,550	—
資料出所	高知県	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	249,563	—
	鹿児島県	236,194	233,109	232,759	226,793	238,372	230,603	229,388	233,038	242,699	—
	佐賀県	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	240,844	—
	福岡県	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	227,720	—
	秋田県	235,258	234,983	240,652	249,040	243,525	249,040	250,851	241,408	241,408	—
	宮城県	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	238,656	—
	宮城県	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	240,683	—

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模30人以上の数値である。

2 令和3年結果は、令和4年6月下旬公表予定。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成29年平均	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年3月	令和4年4月
A ランク	東 京	1,151	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,204
	神 奈 川	1,152	1,169	1,201	1,236	1,256	1,262	1,264
B ランク	大 阪	1,080	1,106	1,130	1,158	1,167	1,182	1,176
	愛 知	1,085	1,101	1,124	1,149	1,158	1,156	1,162
	埼 玉	1,063	1,101	1,117	1,146	1,155	1,171	1,164
	千 葉	1,081	1,105	1,127	1,158	1,168	1,177	1,168
C ランク	都 京	1,037	1,061	1,088	1,118	1,132	1,136	1,119
	兵 庫	1,069	1,087	1,113	1,134	1,151	1,152	1,152
	静 岡	1,032	1,051	1,071	1,093	1,103	1,123	1,110
	滋 賀	1,004	1,020	1,042	1,078	1,082	1,094	1,108
	茨 城	999	1,015	1,041	1,066	1,078	1,093	1,087
	栃 木	1,002	1,022	1,041	1,069	1,075	1,071	1,096
	広 島	981	997	1,019	1,037	1,042	1,062	1,044
	長 門	965	977	1,000	1,022	1,025	1,038	1,026
	山 口	974	994	1,018	1,040	1,050	1,040	1,049
	重 慶	999	1,025	1,046	1,069	1,073	1,097	1,081
	三 重	982	1,004	1,020	1,045	1,050	1,070	1,042
	群 島	997	1,012	1,035	1,052	1,056	1,052	1,056
D ランク	山 梨	976	992	1,003	1,024	1,030	1,038	1,037
	岡 山	978	992	1,017	1,028	1,023	1,027	1,018
	石 川	967	984	1,001	1,024	1,032	1,033	1,052
	香 川	1,016	1,033	1,047	1,076	1,092	1,090	1,105
	奈 良	970	981	1,002	1,025	1,037	1,039	1,038
	宮 城	964	986	1,010	1,030	1,065	1,073	1,058
	福 山	938	958	980	1,003	1,011	1,032	1,020
	岐 阜	984	998	1,025	1,047	1,054	1,063	1,063
	和 歌 山	948	964	986	1,005	1,013	1,019	1,026
	北 海 道	969	994	1,008	1,034	1,043	1,046	1,048
	徳 島	938	963	987	1,010	1,024	1,049	1,035
	新 潟	942	958	978	1,001	1,007	1,027	1,015
全 国	徳 島	980	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,054
	福 島	956	971	988	1,000	993	1,010	1,000
	大 分	896	922	939	967	980	998	995
	山 形	901	916	942	973	974	986	982
	愛 媛	938	948	970	988	997	1,018	1,005
	根 振	925	939	959	982	990	1,008	982
	取 本	935	951	969	987	989	1,013	998
	熊 本	913	944	971	990	1,005	1,028	1,019
	長 崎	888	907	935	961	976	984	979
	高 知	902	920	941	971	982	997	990
	岩 手	878	898	914	945	947	965	950
	鹿 角	884	899	929	955	973	990	986
青 森	909	927	954	972	981	991	993	
秋 田	861	880	901	928	942	945	949	
宮 崎	879	894	915	938	956	981	977	
沖 縄	877	902	929	946	960	994	971	
全 国	1,018	1,037	1,059	1,082	1,092	1,101	1,024	1,095

資料出所 「職業安定業務統計」
 厚生労働省 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 (注) 1 公共職業安定所において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)のパートタイム労働者を対象としている。
 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成29年平均	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年3月	令和4年4月
A ランク	東京都	1,084	1,100	1,111	1,157	1,176	1,177	1,150
	神奈川県	1,090	1,105	1,132	1,163	1,184	1,194	1,193
	大阪府	1,026	1,051	1,074	1,099	1,108	1,124	1,118
	愛知県	1,007	1,024	1,046	1,079	1,085	1,080	1,085
B ランク	埼玉県	1,004	1,029	1,056	1,083	1,090	1,106	1,100
	千葉県	1,024	1,049	1,070	1,097	1,106	1,116	1,109
	東京都	980	1,002	1,029	1,057	1,069	1,074	1,064
	兵庫県	1,009	1,025	1,071	1,071	1,086	1,090	1,094
C ランク	静岡県	977	997	1,017	1,034	1,043	1,065	1,053
	滋賀県	954	970	993	1,024	1,028	1,042	1,053
	茨城県	944	958	983	1,003	1,017	1,028	1,027
	栃木県	942	961	982	1,011	1,017	1,021	1,036
D ランク	栃木県	932	949	970	987	993	1,015	1,001
	千葉県	910	924	947	971	976	986	978
	東京都	921	941	964	983	996	992	996
	三重県	944	969	992	1,013	1,017	1,043	1,025
E ランク	三重県	922	945	963	983	987	1,010	988
	群馬県	933	951	971	990	995	992	999
	岡山県	915	932	949	968	975	985	987
	石川県	919	932	956	970	975	975	969
F ランク	香川県	911	927	945	968	974	975	987
	奈良県	957	975	989	1,015	1,030	1,029	1,041
	富山県	919	933	953	974	982	986	991
	福井県	910	930	954	973	1,001	1,016	1,002
G ランク	福井県	896	917	939	958	964	988	974
	岐阜県	928	943	969	988	996	1,007	1,008
	福和県	900	915	937	955	963	972	970
	福和県	916	938	955	977	986	992	1,000
H ランク	北海道	901	925	949	969	982	1,004	994
	北海道	897	913	933	954	960	983	969
	北海道	918	935	958	970	982	997	989
	北海道	902	918	935	950	944	966	952
I ランク	福和県	854	880	899	924	934	953	953
	福和県	858	873	899	923	928	940	938
	愛媛県	885	896	917	936	945	970	959
	愛媛県	884	899	917	932	942	957	940
J ランク	愛媛県	884	903	918	935	941	967	951
	鳥取県	864	892	919	935	949	973	964
	熊本県	851	870	896	917	934	943	937
	熊本県	866	888	910	930	942	954	953
K ランク	高知県	840	860	877	901	906	925	914
	高知県	841	858	887	909	925	946	940
	鹿児島県	870	886	914	925	936	946	947
	鹿児島県	829	847	868	893	906	914	917
L ランク	青森県	845	860	880	900	917	941	940
	秋田県	837	861	888	902	916	953	930
	秋田県	878	899	928	957	973	988	974
	全国	962	982	1,003	1,025	1,035	1,045	1,041

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1 求人票あたり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1 募集賃金として算出している。

(2) 労働時間
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京都	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	143.2	139.7	-	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	13.0	11.9	-
	千葉県	143.6	142.3	142.0	145.1	144.8	141.8	141.8	140.2	135.0	-	12.0	12.0	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	12.6	10.7	-
	神奈川県	152.0	150.8	151.2	151.4	146.6	146.7	143.8	141.9	137.0	-	11.9	11.9	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5	11.6	10.0	-
	愛知県	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	139.8	132.9	-	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	12.0	9.7	-
	埼玉県	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	140.5	138.4	133.7	-	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	11.8	11.6	11.6	9.4	-
B ランク	東京都	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	129.9	-	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	9.8	8.9	-
	兵庫県	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	136.8	-	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8	12.0	10.3	-
	静岡県	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	142.1	-	12.2	12.7	14.2	14.2	14.5	14.7	13.4	12.6	10.4	-
	滋賀県	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	138.4	-	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.6	10.9	-
	木下県	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	146.6	145.7	-	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	13.3	12.6	10.6	-
	茨城県	150.5	150.6	150.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	146.8	146.2	-	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	10.6	-
	千葉県	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.4	154.8	151.7	144.6	-	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	14.0	11.5	-
	長野県	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	152.0	147.4	144.3	-	10.7	11.8	12.4	11.9	11.5	12.1	12.6	10.5	9.0	-
	三重県	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	147.4	144.9	-	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	11.7	9.2	-
	富山県	150.7	150.7	152.6	149.3	149.3	151.0	149.5	146.0	141.6	-	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	14.6	12.9	-
C ランク	群馬県	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	149.3	148.6	144.4	-	14.0	14.5	14.9	12.9	12.9	13.2	13.9	13.2	11.9	-
	山梨県	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	147.6	144.3	-	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	12.5	10.8	-
	石川県	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	149.0	144.9	-	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	11.4	9.4	-
	香川県	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	143.9	-	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	13.0	10.2	-
	奈良県	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	134.3	-	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.9	8.7	7.4	-
	宮城県	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	146.9	-	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	12.3	11.4	-
	福井県	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	144.6	142.8	-	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	12.6	10.9	-
	山口県	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	142.2	-	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	12.4	10.7	-
	岐阜県	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	142.3	-	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	14.8	11.5	-
	静岡県	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	153.1	146.6	-	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2	12.8	9.8	-
D ランク	北海道	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	140.2	140.0	-	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	11.0	9.9	-
	北海道	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	145.4	140.0	-	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	10.0	-
	新潟県	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	145.2	-	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	11.3	10.2	-
	福島県	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	147.8	146.0	-	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	9.7	8.7	-
	茨城県	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	152.6	149.5	-	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	10.8	-
	千葉県	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	149.0	146.7	-	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	11.0	9.8	-
	山梨県	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	153.6	148.3	-	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	11.4	10.2	-
	愛知県	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	143.2	146.1	-	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	9.8	9.8	-
	島根県	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	150.5	150.0	-	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	12.5	12.2	-
	鳥取県	155.3	155.3	155.0	153.4	153.8	154.3	155.1	154.3	145.6	-	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	11.5	8.6	-
E ランク	熊本県	153.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	149.5	142.8	-	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	11.1	9.7	-
	鹿児島県	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	149.3	148.2	-	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	10.9	10.8	-
	高知県	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	148.2	146.4	-	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	9.5	10.7	9.3	-
	福岡県	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	154.3	149.7	-	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	12.7	10.5	-
	佐賀県	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	145.1	144.6	-	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	9.8	9.4	-
	熊本県	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	152.8	144.6	-	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	13.0	10.1	-
	大分県	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	152.2	146.4	-	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	12.1	10.1	-
	宮崎県	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	150.9	147.5	-	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9	9.8	8.4	-
	宮崎県	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	150.2	149.0	148.2	146.4	-	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	10.1	9.1	-
	沖縄県	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	144.0	139.6	-	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	9.9	9.5	-

資料出所 「厚生労働省「毎月勤労統計調査」地方調査」

(注) 1 事業所規模30人以上の数値である。
2 令和3年結果は、令和4年6月下旬公表予定。

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ラング・都道府県 (注1, 2)		消費者物価地域差指数 (全国平均=100)																		
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年									
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	東	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	105.4	105.4	105.1	105.1	105.4	105.4	106.0	105.3	105.3	105.3	
	神奈川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.8	104.7	104.7	104.7	104.8	105.1	104.7	104.7	103.7	103.6	103.6	103.6	103.6
B ランク	大阪	99.7	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	100.2	99.9	99.7	100.0	99.9	99.9	99.7	100.7	100.7	99.9	98.9	98.9	98.9
	愛知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.4	99.4	99.2	99.4	99.2	99.2	99.2	98.9	99.5	98.5	98.5	98.9	98.9	98.9
	埼玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	103.1	102.8	102.8	102.8	102.7	101.6	101.6	101.1	101.1	101.1	101.1
C ランク	千葉	99.2	99.1	100.0	100.8	100.7	100.8	100.9	100.8	100.7	100.8	100.9	100.9	101.3	101.3	101.6	101.1	101.1	100.6	100.6
	都京	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	101.6	101.1	101.1	101.1	101.1
	兵庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	101.2	101.5	101.2	101.2	101.2	100.9	100.9	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9
D ランク	静岡	99.6	99.6	100.2	99.3	99.1	99.2	100.4	100.4	99.1	99.2	100.4	100.4	99.7	100.5	100.0	100.4	99.9	99.9	99.9
	滋賀	99.8	99.3	99.2	99.2	98.4	98.6	98.4	99.2	99.4	98.6	98.6	98.6	98.7	98.3	98.3	98.6	98.6	98.6	98.6
	茨城	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.4	99.2	99.4	99.2	99.2	99.2	98.9	99.1	99.7	99.5	98.0	98.0	98.0
E ランク	栃木	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	99.3	99.0	99.2	99.2	99.2	98.9	99.2	98.7	98.3	98.3	98.8	98.8
	広島	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.4	97.4	97.2	97.1	97.1	97.5	98.3	98.3	98.3	98.3	98.0	98.0	98.0
	長門	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	98.2	98.8	98.7	98.8	99.2	99.5	99.5	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
F ランク	富山	99.9	100.6	99.9	99.9	98.7	98.7	98.3	98.7	98.3	98.2	98.2	98.2	98.1	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2
	三山	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	98.9	99.4	98.9	98.0	98.2	98.2	98.1	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2
	群馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.1	96.6	95.9	96.1	96.4	96.4	96.7	96.7	96.6	96.5	96.5	96.5	96.5
G ランク	岡山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.5	98.5	98.9	98.5	98.5	98.5	98.5	97.6	97.6	97.6	98.0	98.0	98.0	98.0
	石川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.8	100.6	100.8	100.6	100.8	100.3	100.3	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	香川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	99.1	98.9	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7
H ランク	奈良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.4	96.9	96.0	96.4	96.7	96.7	97.1	97.1	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9
	宮城	97.8	97.3	98.4	98.5	98.7	98.5	98.7	98.5	98.7	98.7	99.1	99.2	99.9	99.9	99.4	99.6	99.6	99.6	99.6
	福山	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.6	98.3	97.6	97.4	97.4	97.0	99.2	99.2	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4
I ランク	山口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.0	99.1	99.0	99.0	98.5	98.5	99.2	99.2	99.9	100.3	100.3	100.3	100.3
	岐阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.0	98.3	98.0	98.3	98.3	98.3	98.2	98.2	98.3	98.1	98.1	98.1	98.1
	井川	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	99.4	99.0	99.4	99.0	99.4	99.3	99.3	99.4	99.4	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
J ランク	和歌山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.9	99.7	99.9	100.1	99.8	99.8	99.2	99.2	99.2	99.1	99.1	99.1	99.1
	徳島	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.1	99.1	99.7	99.1	99.6	99.6	99.6	99.5	99.5	100.1	100.6	100.6	100.6	100.6
	北新	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.3	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7
K ランク	徳島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	99.8	99.3	99.8	100.2	100.2	100.2	100.5	100.5	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	福島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	101.2	101.5	101.2	101.1	100.3	100.3	100.4	100.4	100.4	100.6	100.6	100.6	100.6
	大分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	98.4	98.0	98.4	98.0	98.4	98.0	98.0	98.4	98.4	98.5	98.1	98.1	98.1	98.1
L ランク	山形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	99.4	99.4	100.1	100.1	100.3	100.5	100.5	100.5	100.5
	愛媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.3	98.4	98.3	98.3	98.0	98.0	97.9	97.9	98.4	98.6	98.6	98.6	98.6
	島根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.5	100.7	100.5	100.1	99.8	99.8	99.9	99.9	99.5	100.2	100.2	100.2	100.2
M ランク	鳥取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.0	98.1	98.3	98.3	98.2	98.2	97.6	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8
	島根	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.6	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
	本州	102.3	102.4	102.3	102.0	101.8	101.8	101.8	102.0	101.8	101.8	101.2	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
N ランク	長崎	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.2	99.2	99.5	99.2	99.2	99.8	99.8	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
	高知	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.0	99.3	99.0	99.4	99.4	99.4	99.2	99.2	99.0	99.5	99.5	99.5	99.5
	岩手	98.7	98.9	98.6	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.0	99.5	99.5	99.5	99.5
O ランク	佐賀	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.5	96.9	96.5	96.5	96.9	96.9	97.2	97.2	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
	鹿島	99.5	99.5	99.3	99.3	98.9	98.4	98.9	98.9	98.4	98.4	98.6	98.6	97.3	97.3	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6
	青森	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	97.7	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	97.2	97.2	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1
P ランク	秋田	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.3	96.9	97.3	96.9	97.3	96.9	96.9	96.7	96.7	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2
	宮崎	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.3	96.9	97.3	96.9	97.3	96.9	96.9	96.7	96.7	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2
	沖縄	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.2	99.6	99.6	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7

資料出所 「小売物価統計調査 (構造編)」 (平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による)

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					増減(%)				
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京	750	797	812	806	-	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	-
	神奈川	276	299	303	302	-	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	-
	大阪	392	389	394	394	-	0.7	△ 0.7	0.0	△ 0.0	-
	愛知	302	319	320	319	-	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	-
	埼玉	209	211	214	215	-	0.3	1.2	1.5	△ 0.2	-
B ランク	千葉	169	174	172	172	-	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	-
	京都	88	92	95	95	-	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	-
	兵庫	172	180	182	180	-	△ 0.2	4.7	0.9	△ 1.0	-
	福岡	140	140	141	141	-	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	-
	滋賀	49	51	51	50	-	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	-
	茨城	100	99	99	98	-	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	-
	栃木	71	70	70	70	-	△ 0.5	△ 1.7	0.6	△ 0.2	-
	広島	101	105	107	107	-	0.4	4.6	1.7	0.2	-
	長野	73	75	74	75	-	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	-
	三重	42	42	42	42	-	1.1	0.1	0.1	0.9	-
C ランク	富山	63	65	65	65	-	0.8	3.3	0.1	0.8	-
	山梨	28	29	29	29	-	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	-
	群馬	71	73	73	71	-	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	-
	山形	68	68	68	68	-	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	-
	石川	44	43	44	43	-	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	-
	香川	34	34	35	34	-	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	-
	奈良	33	39	39	39	-	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	-
	宮城	83	81	80	80	-	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	-
	福岡	166	180	180	182	-	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	-
	山口	50	48	49	48	-	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	-
D ランク	岐阜	66	66	66	66	-	△ 0.2	2.0	0.2	△ 0.0	-
	岐阜	29	30	30	30	-	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	-
	和歌山	28	29	29	29	-	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	-
	北海道	177	179	179	180	-	0.9	△ 0.3	1.4	△ 0.5	-
	新潟	81	80	82	82	-	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	-
	徳島	23	24	23	24	-	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	-
	福島	68	65	66	66	-	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	-
	大分	39	38	38	38	-	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	-
	山形	38	38	38	38	-	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	-
	愛媛	43	45	46	45	-	1.7	3.8	1.4	△ 0.8	-
全国計	愛媛	24	23	24	23	-	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	-
	鳥取	18	18	18	18	-	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	-
	熊本	54	57	58	57	-	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	-
	高知	22	23	23	23	-	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	-
	岩手	41	42	42	42	-	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	-
	鹿児島	47	51	53	53	-	△ 0.4	2.4	△ 1.4	△ 0.3	-
	佐賀	25	28	28	28	-	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	-
	青森	41	42	42	42	-	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	-
	秋田	32	33	33	33	-	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	-
	宮崎	31	34	35	35	-	0.5	9.5	△ 0.5	△ 1.3	-
沖縄	41	46	47	47	-	0.5	11.0	1.4	△ 0.7	-	
全国計	5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 令和3年結果は、令和4年6月下旬公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						増減（％）					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年		
A ランク	東京都	983	1,006	1,028	1,039	1,056	3.1	2.3	2.2	1.0	1.6		
	東京都	74	75	76	77	77	2.6	1.4	1.3	0.8	0.1		
	東京都	138	141	142	143	144	3.3	1.8	1.3	0.6	0.3		
	東京都	115	117	118	118	119	3.0	1.5	1.2	0.2	0.5		
	東京都	38	39	40	40	40	3.6	2.1	1.8	0.3	△ 0.0		
B ランク	東京都	78	80	81	82	82	3.1	1.8	1.3	0.9	1.0		
	東京都	56	57	58	58	59	2.9	1.8	1.3	0.8	1.0		
	東京都	99	101	102	102	103	2.5	1.5	0.9	0.3	0.8		
	東京都	62	63	64	64	64	2.5	1.6	1.0	0.2	0.3		
	東京都	37	37	37	37	37	2.3	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4		
	東京都	49	50	50	51	51	3.2	2.3	1.2	0.4	0.1		
	東京都	22	22	22	23	23	3.3	2.2	1.5	0.7	0.6		
	東京都	60	61	62	63	63	3.4	2.2	1.6	0.8	0.2		
	東京都	59	60	60	61	60	2.7	1.1	1.2	0.9	△ 0.4		
	東京都	38	38	39	39	39	3.1	1.7	0.8	0.0	△ 0.3		
C ランク	東京都	32	32	33	33	32	2.5	1.4	0.9	0.8	△ 2.8		
	東京都	24	25	25	25	25	3.7	1.9	1.3	0.8	0.2		
	東京都	72	73	74	74	74	2.8	1.4	0.9	0.0	0.1		
	東京都	168	172	174	177	178	3.6	2.0	1.5	1.4	0.6		
	東京都	40	41	41	41	41	2.6	1.0	0.7	0.0	△ 0.2		
	東京都	59	60	60	61	61	2.8	1.6	1.2	0.4	0.3		
	東京都	26	26	26	26	26	2.8	1.1	0.9	0.3	△ 0.1		
	東京都	24	24	24	24	25	2.8	1.2	0.8	0.3	0.3		
	東京都	152	154	156	157	157	2.7	1.2	1.1	0.8	0.1		
	東京都	72	73	73	73	73	1.6	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3		
D ランク	東京都	20	20	20	20	20	1.0	0.4	0.7	0.0	△ 0.4		
	東京都	58	58	58	58	58	2.0	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3		
	東京都	33	34	34	33	33	2.5	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5		
	東京都	32	33	33	32	32	1.6	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4		
	東京都	40	41	41	41	41	2.5	1.2	0.5	0.2	△ 0.8		
	東京都	20	21	21	21	20	1.9	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5		
	東京都	16	16	16	16	16	2.3	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6		
	東京都	48	49	49	50	50	2.5	2.4	1.1	0.7	0.7		
	東京都	37	37	37	37	37	2.3	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5		
	東京都	20	20	20	20	20	1.8	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0		
全国計	全国計	4,256	4,335	4,399	4,430	4,461	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2		
	全国計	41	42	43	44	45	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2		
	全国計	4,256	4,335	4,399	4,430	4,461	3.0	1.8	1.5	0.7	0.7		
	全国計	41	42	43	44	45	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2		
	全国計	4,256	4,335	4,399	4,430	4,461	3.0	1.8	1.5	0.7	0.7		
	全国計	41	42	43	44	45	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2		
	全国計	4,256	4,335	4,399	4,430	4,461	3.0	1.8	1.5	0.7	0.7		
	全国計	41	42	43	44	45	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2		
	全国計	4,256	4,335	4,399	4,430	4,461	3.0	1.8	1.5	0.7	0.7		
	全国計	41	42	43	44	45	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2		

資料出所 「雇用保険事業月報」
 (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
 3 被保険者には、一般被保険者の他、高齢雇用特例被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。
 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び81日以上以上の雇用見込み。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京	770	795	810	816	823	2.3	3.2	1.9	0.7	0.9
	神奈川	485	496	509	505	500	1.6	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0
	大阪	435	443	459	463	463	1.1	2.0	3.6	0.7	0.0
	愛知	396	408	414	414	417	1.1	2.9	1.6	0.0	0.6
	埼玉	382	392	398	396	399	1.8	2.6	1.4	△ 0.4	0.6
	千葉	328	333	337	337	337	1.1	1.6	1.1	0.2	△ 0.4
	都京	134	135	136	136	136	1.4	1.0	0.8	0.0	△ 0.4
	兵庫	272	275	276	275	277	1.5	1.2	0.3	△ 0.2	0.6
	静岡	197	200	200	198	198	1.6	1.6	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.3
	滋賀	73	76	77	76	75	5.2	3.0	1.7	△ 0.8	△ 1.6
B ランク	茨城	149	150	151	150	150	0.6	0.9	0.3	△ 0.2	△ 0.1
	栃木	103	103	103	103	103	0.5	0.7	0.2	△ 0.3	△ 0.2
	群馬	143	144	145	145	145	1.1	0.6	0.7	△ 0.1	△ 0.1
	長野	112	114	114	114	112	0.8	1.4	0.3	△ 0.4	△ 1.3
	富山	56	56	56	56	56	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.4
	三重	93	96	99	99	95	△ 2.1	3.6	3.2	△ 2.8	△ 1.3
	山梨	44	45	45	44	44	5.3	3.2	△ 0.2	△ 2.9	△ 0.7
	群馬	101	102	103	103	103	0.7	1.6	0.6	△ 0.1	0.0
	岡山	95	95	96	96	96	0.6	0.7	0.2	0.1	0.0
	石川	61	62	62	61	61	0.2	1.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.8
C ランク	香川	48	49	49	49	49	0.8	1.7	0.0	△ 0.2	△ 1.2
	奈良	65	66	66	66	66	1.6	1.4	0.5	0.0	0.0
	宮城	119	122	123	122	122	2.8	1.8	1.0	△ 0.4	△ 0.6
	福岡	254	258	261	262	262	1.8	1.7	0.9	△ 0.4	0.0
	山口	69	70	69	68	68	0.6	1.2	0.6	△ 0.6	△ 0.4
	岐阜	111	112	113	113	113	1.0	1.3	0.3	0.0	△ 0.4
	福井	42	42	43	43	42	△ 1.2	1.2	0.5	△ 0.2	0.1
	和歌山	49	48	48	48	46	0.6	△ 2.5	1.9	△ 1.4	△ 0.9
	北海道	258	264	267	263	261	0.4	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8
	新潟	118	119	118	117	117	0.5	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.6
D ランク	新潟	36	36	36	36	36	0.3	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6
	福島	98	98	98	98	97	0.5	0.4	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.5
	山形	57	58	59	58	58	△ 1.6	1.2	1.0	0.0	△ 1.2
	愛媛	67	68	69	69	68	0.6	1.3	0.6	△ 1.9	0.2
	鳥取	30	30	30	30	30	0.9	4.9	△ 0.3	△ 0.3	△ 1.3
	徳島	30	30	30	30	30	1.7	1.3	0.0	△ 0.3	△ 0.3
	熊本	90	91	92	92	92	1.2	1.1	0.5	△ 0.3	0.0
	長崎	67	68	68	67	66	0.3	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2
	高知	35	36	36	36	35	0.0	0.6	0.3	△ 0.6	△ 0.6
	岩手	66	67	66	66	65	0.3	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.7
全国計	鹿儿岛	81	81	80	80	80	1.8	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3
	佐賀	44	44	42	44	44	3.6	0.5	△ 3.2	△ 3.3	0.9
	青森	65	65	65	65	64	0.5	0.5	0.0	△ 0.6	△ 0.8
	秋田	50	50	50	49	49	0.6	0.8	0.0	△ 1.6	0.0
	宮崎	55	56	56	56	55	0.9	0.7	0.4	△ 1.6	△ 1.4
	沖縄	69	71	73	74	74	1.6	2.4	3.0	0.4	0.5
	全国計	6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデラ推計値）」、「労働力調査」
 (注) 1 都道府県別に表準するように標準設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標準規模も小さいことなどから、標準誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。
 3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

III 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1013	1041	103	28	2.76%	7月21日	■ 使側退席3 使側棄権3	10月1日
A	神奈川	1012	1040	103	28	2.77%	8月4日	●	10月1日
A	大阪	964	992	103	28	2.90%	8月4日	●	10月1日
A	愛知	927	955	103	28	3.02%	8月5日	●	10月1日
A	埼玉	928	956	103	28	3.02%	8月5日	○	10月1日
A	千葉	925	953	103	28	3.03%	8月5日	● 使側棄権1	10月1日
B	京都	909	937	103	28	3.08%	8月5日	●	10月1日
B	兵庫	900	928	103	28	3.11%	8月5日	●	10月1日
B	静岡	885	913	103	28	3.16%	8月6日	●	10月2日
B	滋賀	868	896	103	28	3.23%	8月4日	●	10月1日
B	茨城	851	879	103	28	3.29%	8月5日	○	10月1日
B	栃木	854	882	103	28	3.28%	8月5日	●	10月1日
B	広島	871	899	103	28	3.21%	8月5日	●	10月1日
B	長野	849	877	103	28	3.30%	8月5日	●	10月1日
B	富山	849	877	103	28	3.30%	8月5日	●	10月1日
B	三重	874	902	103	28	3.20%	8月5日	●	10月1日
B	山梨	838	866	103	28	3.34%	8月5日	●	10月1日
C	群馬	837	865	103	28	3.35%	8月6日	●	10月2日
C	岡山	834	862	103	28	3.36%	8月6日	●	10月2日
C	石川	833	861	103	28	3.36%	8月11日	○	10月7日
C	香川	820	848	103	28	3.41%	8月5日	●	10月1日
C	奈良	838	866	103	28	3.34%	8月5日	●	10月1日
C	宮城	825	853	103	28	3.39%	8月5日	●	10月1日
C	福岡	842	870	103	28	3.33%	8月5日	●	10月1日
C	山口	829	857	103	28	3.38%	8月5日	●	10月1日
C	岐阜	852	880	103	28	3.29%	8月3日	●	10月1日
C	福井	830	858	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	和歌山	831	859	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	889	103	28	3.25%	8月5日	●	10月1日
C	新潟	831	859	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	徳島	796	824	104	28	3.52%	8月5日	●	10月1日
D	福島	800	828	104	28	3.50%	8月5日	● 使側棄権1	10月1日
D	大分	792	822	104	30	3.79%	8月10日	●	10月6日
D	山形	793	822	104	29	3.66%	8月6日	●	10月2日
D	愛媛	793	821	104	28	3.53%	8月5日	●	10月1日
D	島根	792	824	104	32	4.04%	8月6日	●	10月2日
D	鳥取	792	821	104	29	3.66%	8月10日	●	10月6日
D	熊本	793	821	104	28	3.53%	8月5日	●	10月1日
D	長崎	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	高知	792	820	104	28	3.54%	8月6日	●	10月2日
D	岩手	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	鹿児島	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	佐賀	792	821	104	29	3.66%	8月10日	▲	10月6日
D	青森	793	822	104	29	3.66%	8月10日	●	10月6日
D	秋田	792	822	104	30	3.79%	8月5日	●	10月1日
D	宮崎	793	821	104	28	3.53%	8月10日	●	10月6日
D	沖縄	792	820	104	28	3.54%	8月12日	▲	10月8日
全国加重平均額		902	930	103	28	3.12%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 930円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致3件 ●使用者側反対38件 ▲労働者側反対2件
●使側一部反対3件 ■使用者側退席1件
- 3 答申時期 前年より早い20件 前年より遅い15件 前年と同じ12件
- 4 発効日 前年より早い14件 前年より遅い25件 前年と同じ8件 (前年据え置きであった場合は、前々年と比較)
- 5 目安との比較 目安を上回る7件(前年度引き上げは40)
- 6 異議申出状況 44局(前年度46局)

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

都道府県名	年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	都道府県名
A ランク	京	+3	+3	+1	-1					+1		京
	神奈川		+2	+2	+1					+1		神奈川
	大阪	+2	+2	+2	+1	+1				+1		大阪
B ランク	知		+2	+1				+1	+1	+1		知
	玉		+2	+1						+1		玉
	葉	+3	+2	+1						+1		葉
C ランク	都	+3	+2	+2						+1		都
	兵庫	+3	+2	+1						+1		兵庫
	茨城	+1	+1	+2	+1					+1		茨城
D ランク	木	+2	+1	+1						+1		木
	島	+4	+1	+1						+1		島
	野山	+3	+1	+1						+1		野山
C ランク	重	+1	+1	+1						+1		重
	梨	+2	+1	+2	+1					+1		梨
	馬	+2	+2	+2	+1	+1				+1		馬
D ランク	山	+3	+1	+1						+1		山
	群	+2	+1	+1						+1		群
	岡	+2	+1	+1						+1		岡
D ランク	石	+2	+1	+1						+1		石
	香	+2	+1	+1						+1		香
	奈	+2	+1	+1						+1		奈
D ランク	宮	+2	+1	+1						+1		宮
	福	+2	+1	+1						+1		福
	山	+1	+1	+1						+1		山
D ランク	徳	+2	+2	+2			+1		+1	+1		徳
	島	+2	+1	+1	+1				+1	+1		島
	分	+3	+1	+2	+1				+1	+1		分
D ランク	形	+2	+1	+1					+1	+1		形
	媛	+3	+2	+2	+1				+1	+1		媛
	根	+2	+2	+2	+1				+1	+1		根
D ランク	取	+3	+1	+1					+1	+1		取
	本	+2	+1	+1					+1	+1		本
	崎	+3	+2	+2	+1				+1	+1		崎
D ランク	知	+4	+1	+1					+1	+1		知
	手	+3	+1	+1	+1				+1	+1		手
	島	+3	+1	+1	+1				+1	+1		島
D ランク	児	+2	+1	+1					+1	+1		児
	賀	+3	+1	+1					+1	+1		賀
	森	+2	+1	+1					+1	+1		森
D ランク	田	+3	+1	+1					+1	+1		田
	崎	+3	+1	+1					+1	+1		崎
	宮	+4	+1	+1					+1	+1		宮
D ランク	沖	+1	+1	+1					+1	+1		沖
	青	+3	+1	+1					+1	+1		青
	秋	+3	+1	+1					+1	+1		秋

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

都道府県名	年度		25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	都道府県名
	平成24	年度										
A 東京都 神奈川県 大阪府 愛知県 埼玉県 千葉県	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京都
	10.1	10.20	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川県
	9.30	10.18	10.1	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	10.1	10.1	大阪府
	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛知県
	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉県
	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千葉県
	10.14	10.24	10.22	10.7	10.1	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京都
	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵庫県
	10.12	10.12	10.5	10.3	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	10.4	10.2	静岡県
	10.6	10.25	10.9	10.8	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	滋賀県
B 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都	10.6	10.19	10.4	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨城県
	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃木県
	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉県
	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	千葉県
	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京都
	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京都
	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	東京都
	10.10	10.13	10.5	10.8	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	群馬県
	10.24	10.30	10.5	10.2	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	岡崎県
	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	石川県
C 千葉県 宮城県 福島県 山梨県 岐阜県 静岡県 和歌山県 北海道 新潟県 徳島県	10.6	10.20	10.3	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	千葉県
	10.19	10.31	10.16	10.3	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	宮城県
	10.13	10.18	10.5	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福島県
	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	山梨県
	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐阜県
	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	静岡県
	10.1	10.19	10.17	10.2	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山県
	10.18	10.18	10.8	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	北海道
	10.5	10.26	10.4	10.3	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	新潟県
	10.19	10.30	10.1	10.4	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	徳島県
D 徳島県 大分県 山形県 愛媛県 島根県 鳥取県 熊本県 長崎県 高知県 岩手県 鹿児島県 佐賀県 青森県 秋田県 宮城県 沖縄県	10.1	10.6	10.4	10.3	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	徳島県
	10.4	10.20	10.4	10.17	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	大分県
	10.24	10.24	10.17	10.16	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	山形県
	10.14	10.31	10.12	10.3	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	愛媛県
	10.20	11.6	10.5	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	島根県
	10.20	10.25	10.8	10.4	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	10.6	鳥取県
	10.1	10.30	10.1	10.17	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊本県
	10.24	10.20	10.1	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	長崎県
	10.26	10.26	10.26	10.16	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	高知県
	10.20	10.27	10.4	10.16	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	岩手県
10.13	10.27	10.19	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	鹿児島県	
ク 佐賀県 青森県 秋田県 宮城県 沖縄県	10.21	10.26	10.4	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	佐賀県
	10.12	10.24	10.24	10.18	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	青森県
	10.13	10.26	10.5	10.7	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	秋田県
	10.26	10.26	10.16	10.16	10.16	10.1	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	宮城県
	11.2	11.2	10.5	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	沖縄県
	10.26	10.26	10.16	10.16	10.16	10.1	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	宮城県
	10.25	10.26	10.24	10.9	10.9	10.1	10.1	10.5	10.3	10.3	10.8	沖縄県
	10.10	10.10	10.13	10.8	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	群馬県
	10.24	10.30	10.5	10.2	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	岡崎県
	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	石川県

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位:円)

年度 ランク	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
全 国	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)
Aランク	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)
Bランク	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)
Cランク	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)
Dランク	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率(%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 ランク	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
① 最高額 (円)	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京	
② 最低額 (円)	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 鹿兒島	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 鹿兒島	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 鹿兒島	610 青森 岩手 秋田	618 秋田	627 宮崎 鹿兒島	629 佐賀 長崎 宮崎	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 鹿兒島	645	645 岩手 高知 沖縄
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	

年度 ランク	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	
① 最高額 (円)	850 東京	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京	1,041 東京	
② 最低額 (円)	652 島根 高知	664 鳥取 島根 高知 熊本 長崎 宮崎 大分	677 鳥取 高知 長崎 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎	714 宮崎	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 鹿兒島	761 鹿兒島	790 青森 岩手 山形 愛媛 長崎 宮崎 沖縄	792 秋田 鳥取 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知	820 高知 沖縄
格差 ②/①×100	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

都道府県	年度											
	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元		2	3	
A ラ ン ク	東京	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84		0.00	2.76
	神奈川	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85		0.10	2.77
	大阪	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99		0.00	2.90
	愛知	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12		0.11	3.02
	埼玉	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12		0.22	3.02
	千葉	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13		0.22	3.03
	京都	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06		0.00	3.08
	兵庫	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21		0.11	3.11
	静岡	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15		0.00	3.16
	滋賀	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22		0.23	3.23
B ラ ン ク	茨城	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28		0.24	3.29
	栃木	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27		0.12	3.28
	群馬	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20		0.00	3.21
	島根	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29		0.12	3.30
	長野	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29		0.12	3.30
	山梨	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19		0.11	3.20
	三重	0.72	1.58	2.12	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19		0.11	3.20
	山梨	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.33		0.12	3.34
	群馬	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.16	3.32	3.21		0.24	3.35
	石川	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.33	3.22		0.12	3.36
C ラ ン ク	香川	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.20	3.23		0.12	3.36
	奈良	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.39	3.28		0.24	3.41
	宮城	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.18	3.21		0.12	3.34
	富山	0.86	1.57	2.11	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26		0.12	3.39
	福井	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32		0.12	3.33
	山梨	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37		0.00	3.38
	岐阜	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15		0.12	3.29
	福井	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24		0.12	3.37
	和歌山	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36		0.12	3.37
	北海道	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11		0.00	3.25
D ラ ン ク	新潟	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36		0.12	3.37
	徳島	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52		0.38	3.52
	福島	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37		0.25	3.50
	山形	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67		0.25	3.79
	愛媛	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54		0.38	3.66
	島根	0.93	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40		0.38	3.53
	鳥取	1.84	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40		0.25	4.04
	熊本	1.68	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67		0.25	3.66
	鹿児島	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67		0.38	3.53
	長崎	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67		0.38	3.53
ク	高知	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67		0.25	3.54
	徳島	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67		0.38	3.53
	香川	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81		0.38	3.53
	愛媛	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67		0.25	3.66
	佐賀	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67		0.38	3.66
	福岡	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67		0.38	3.66
	山口	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67		0.38	3.66
	宮崎	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.07	3.39	3.67		0.38	3.79
	鹿児島	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67		0.38	3.53
	沖縄	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67		0.25	3.54

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (令和4年1月～3月、全国計)

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,616	506	11.0%	4,269	467	10.9%	347	39	11.2%
01 食料品製造業	1,292	131	10.1%	1,285	131	10.2%	7	0	0.0%
02 繊維工業	276	35	12.7%	276	35	12.7%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	413	42	10.2%	413	42	10.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	9	7.9%	113	9	8.0%	1	0	0.0%
05 家具・装備品製造業	70	6	8.6%	70	6	8.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	15	12.3%	122	15	12.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	171	20	11.7%	171	20	11.7%	0	0	-
08 化学工業	367	49	13.4%	365	49	13.4%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	94	10	10.6%	79	8	10.1%	15	2	13.3%
10 鉄鋼業	16	1	6.3%	10	1	10.0%	6	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	24	3	12.5%	18	2	11.1%	6	1	16.7%
12 金属製品製造業	230	13	5.7%	228	13	5.7%	2	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	175	18	10.3%	128	12	9.4%	47	6	12.8%
14 電気機械器具製造業	328	40	12.2%	132	16	12.1%	196	24	12.2%
15 輸送用機械等製造業	111	9	8.1%	51	5	9.8%	60	4	6.7%
16 電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	812	105	12.9%	807	103	12.8%	5	2	40.0%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	174	15	8.6%	174	15	8.6%	0	0	-
01 土木木工事業	43	5	11.6%	43	5	11.6%	0	0	-
02 建築工事業	80	7	8.8%	80	7	8.8%	0	0	-
03 その他の建設業	51	3	5.9%	51	3	5.9%	0	0	-
04 運輸交通業	45	10	22.2%	45	10	22.2%	0	0	-
02 道路旅客運送業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
03 道路貨物運送業	36	8	22.2%	36	8	22.2%	0	0	-
05 貨物取扱業	8	3	37.5%	8	3	37.5%	0	0	-
1号～5号 計	4,845	534	11.0%	4,498	495	11.0%	347	39	11.2%
06 農林業	114	17	14.9%	114	17	14.9%	0	0	-
01 農業	109	17	15.6%	109	17	15.6%	0	0	-
02 林業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	33	6	18.2%	33	6	18.2%	0	0	-
01 畜産業	21	4	19.0%	21	4	19.0%	0	0	-
02 水産業	12	2	16.7%	12	2	16.7%	0	0	-
08 商業	5,655	598	10.6%	5,611	589	10.5%	44	9	20.5%
01 卸売業	985	88	8.9%	985	88	8.9%	0	0	-
02 小売業	3,849	442	11.5%	3,805	433	11.4%	44	9	20.5%
03 理美容業	721	61	8.5%	721	61	8.5%	0	0	-
04 その他の商業	100	7	7.0%	100	7	7.0%	0	0	-
09 金融・広告業	67	5	7.5%	67	5	7.5%	0	0	-
01 金融業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	62	4	6.5%	62	4	6.5%	0	0	-
10 映画・演劇業	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0	0	-
11 通信業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	79	5	6.3%	79	5	6.3%	0	0	-
13 保健衛生業	740	79	10.7%	740	79	10.7%	0	0	-
01 医療保健業	212	24	11.3%	212	24	11.3%	0	0	-
02 社会福祉施設	494	50	10.1%	494	50	10.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	34	5	14.7%	34	5	14.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,752	292	10.6%	2,752	292	10.6%	0	0	-
01 旅館業	507	53	10.5%	507	53	10.5%	0	0	-
02 飲食店	2,120	226	10.7%	2,120	226	10.7%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	125	13	10.4%	125	13	10.4%	0	0	-
15 清掃・と畜業	321	26	8.1%	321	26	8.1%	0	0	-
16 官公署	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
17 その他の事業	350	42	12.0%	350	42	12.0%	0	0	-
01 派遣業	29	1	3.4%	29	1	3.4%	0	0	-
02 その他の事業	321	41	12.8%	321	41	12.8%	0	0	-
6号～17号 計	10,120	1,073	10.6%	10,076	1,064	10.6%	44	9	20.5%
合計	14,965	1,607	10.7%	14,574	1,559	10.7%	391	48	12.3%

中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会の
検討状況の中間的な取りまとめについて（全員協議会報告）（抄）

（平成12年3月24日中央最低賃金審議会了承）

2 経済情勢等を踏まえた目安の決定のあり方等について

(2) 目安の審議に当たっての賃金改定状況調査の位置づけと基本的な考え方

これまで、目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率を重要な参考資料としてきており、そうしたことを前提に平成7年全協報告においても同調査の必要な見直しが行われたこと等を踏まえると、今後とも、同調査を重要な参考資料とする取扱いを基本とすべきである。

他方、経済社会の全体的な状況をみると、これまでの経済社会とは大きく異なり、経済のグローバル化による競争の激化、右肩上がりの経済から低成長経済への移行など構造的な変化が進んでおり、ますます複雑で多様な様相を呈している。上記の凍結事業所割合の増加や賃金上昇率の低下といった事態も、まさにその現れといえよう。

こうしたことから、当該調査結果を重要な参考資料としつつも、これまで以上に、その時々状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められる。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会
論点の中間整理（抄）

平成 27 年 5 月 25 日

2. 議論の経過

(5) 目安審議における参考資料について

- 目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率（第 4 表）を重要な参考資料としてきた。平成 12 年 3 月の全員協議会報告においては、今後とも、同調査を重要な参考資料とする取扱いを基本とすべきとしつつ、経済のグローバル化による競争の激化、右肩上がりの経済から低成長経済への移行など構造的な変化の影響があらわれていることから、これまで以上に、その時々の状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められるとしている。
- この点について、賃金改定状況調査が開始された昭和 50 年代は、経済成長下で引き上げられる賃金の状況を把握してきたが、今日の経済や賃金の状況において、適切に実態を把握できているか検討すべきという意見があった。
- また、賃金改定状況調査はこれまでたびたび見直されてきたが、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう、定期的に見直しを行うべきという意見や、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模についても改めて検討を行うべきであるという意見があった。

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 15,861 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

（うち、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所								
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所								
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計								
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	1.4	0.7
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4	
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8		-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5		
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6		-50.0	-21.5	-13.8	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9		
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1		
R 3 年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0		

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.3%	2.5%	4.5%	0.64	1.4%	2.3%	4.0%	0.57	1.5%	2.2%	3.6%	0.48	1.5%	3.0%	4.3%	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R3年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.8%	0.73	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.0%	2.0%	4.0%	0.75	1.0%	2.0%	3.7%	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R3年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月																	
男	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	1.8	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	0.4
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	0.8
	計	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.3
女	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	2.7
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.1
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	0.1
	計	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
男	A	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	1.3
	B	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	0.8
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	0.8
	計	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	0.3
女	A	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.7
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	0.3
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.7

(円、%)

第4表② 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																			
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																			
	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月																		
ランク	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	1.8	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	0.4
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	0.8
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.3
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.8
	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.8
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.9
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	1.2
	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.7
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	-0.2
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	1.0
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	-1.2
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.3

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																	
	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月	R 3年 6月	R 4年 6月																
計	1,532	1,562	2.0	1.2	1,588	1,623	2.2	1.6	1,557	1,590	2.1	0.9	1,869	1,910	2.2	1.8	1,260	1,286	2.1	0.6	1,343	1,369	1.9	0.9	1,495	1,528	2.2	1.6	1,718	1,729	0.6	1.8
A	1,351	1,378	2.0	1.1	1,452	1,482	2.1	1.0	1,492	1,520	1.9	-0.1	1,096	1,115	1.7	1.7	1,123	1,143	1.8	0.3	1,523	1,564	2.7	1.4	1,408	1,433	1.8	1.1	1,408	1,433	1.8	1.1
B	1,268	1,293	2.0	1.0	1,268	1,293	2.0	1.6	1,469	1,504	2.4	1.2	1,026	1,034	0.8	0.9	1,137	1,160	2.0	0.5	1,341	1,372	2.3	1.3	1,372	1,401	2.1	0.4	1,372	1,401	2.1	0.4
C	1,208	1,237	2.4	1.2	1,273	1,303	2.4	1.3	1,521	1,555	2.2	1.0	974	1,000	2.7	0.7	1,178	1,189	0.9	0.2	1,235	1,282	3.8	1.2	1,280	1,316	2.8	1.7	1,280	1,316	2.8	1.7
D	1,379	1,408	2.1	1.1	1,437	1,467	2.1	1.4	1,387	1,415	2.0	1.0	1,672	1,708	2.2	1.2	1,122	1,142	1.8	0.9	1,421	1,457	2.5	1.5	1,498	1,520	1.5	1.3	1,498	1,520	1.5	1.3
計	1,769	1,801	1.8	1.4	1,819	1,857	2.1	1.6	1,767	1,798	1.8	1.0	2,039	2,087	2.4	2.0	1,392	1,417	1.8	0.3	1,535	1,580	2.9	1.7	1,817	1,840	1.3	4.1	1,907	1,920	0.7	2.0
A	1,554	1,578	1.5	1.0	1,606	1,634	1.7	0.9	1,524	1,543	1.2	1.0	1,777	1,813	2.0	-0.7	1,278	1,295	1.3	2.4	1,304	1,321	1.3	-0.9	1,862	1,894	1.7	0.7	1,547	1,572	1.6	1.1
B	1,464	1,486	1.5	1.0	1,462	1,485	1.6	1.8	1,731	1,766	2.0	0.5	1,154	1,152	-0.2	1.1	1,235	1,242	0.6	0.6	1,602	1,634	2.0	1.3	1,516	1,544	1.8	0.4	1,516	1,544	1.8	0.4
C	1,388	1,418	2.2	1.3	1,425	1,456	2.2	1.2	1,368	1,391	1.7	1.7	1,718	1,751	1.9	0.4	1,137	1,185	4.2	1.3	1,302	1,318	1.2	-0.7	1,478	1,498	1.4	1.0	1,410	1,453	3.0	1.6
D	1,593	1,620	1.7	1.2	1,632	1,663	1.9	1.5	1,587	1,613	1.6	1.1	1,881	1,922	2.2	0.9	1,276	1,297	1.6	1.0	1,383	1,409	1.9	0.5	1,734	1,761	1.6	2.4	1,656	1,679	1.4	1.4
計	1,355	1,385	2.2	0.9	1,205	1,232	2.2	1.8	1,351	1,386	2.6	0.8	1,716	1,751	2.0	1.6	1,196	1,223	2.3	0.6	1,245	1,261	1.3	0.4	1,450	1,484	2.3	1.1	1,442	1,451	0.6	1.5
A	1,201	1,230	2.4	1.2	1,160	1,194	2.9	1.2	1,147	1,173	2.3	0.9	1,254	1,274	1.6	1.0	1,021	1,040	1.9	1.3	1,054	1,074	1.9	0.8	1,458	1,501	2.9	1.5	1,219	1,245	2.1	0.7
B	1,133	1,160	2.4	1.0	1,018	1,047	2.8	1.2	1,135	1,164	2.6	1.0	1,230	1,265	2.8	2.9	976	988	1.2	0.8	1,093	1,123	2.7	0.4	1,303	1,335	2.5	1.3	1,127	1,158	2.8	0.5
C	1,081	1,111	2.8	1.0	1,006	1,035	2.9	1.5	1,062	1,082	1.9	0.8	1,266	1,302	2.8	2.5	914	932	2.0	0.5	1,076	1,082	0.6	1.2	1,208	1,258	4.1	1.2	1,103	1,128	2.3	2.0
D	1,225	1,254	2.4	1.0	1,119	1,148	2.6	1.5	1,204	1,233	2.4	0.9	1,477	1,509	2.2	1.8	1,055	1,075	1.9	0.8	1,142	1,161	1.7	0.6	1,375	1,413	2.8	1.2	1,265	1,285	1.6	1.3
計	1,745	1,779	1.9	1.5	1,749	1,788	2.2	1.7	1,787	1,828	2.3	1.1	1,945	1,989	2.3	2.0	1,534	1,559	1.6	-0.2	1,541	1,576	2.3	1.6	1,590	1,618	1.8	2.4	1,891	1,900	0.5	2.1
A	1,541	1,572	2.0	1.2	1,559	1,590	2.0	0.9	1,525	1,548	1.5	1.0	1,601	1,635	2.1	-0.4	1,376	1,391	1.1	2.9	1,287	1,312	1.9	0.0	1,651	1,704	3.2	1.9	1,540	1,569	1.9	0.7
B	1,428	1,456	2.0	1.1	1,364	1,388	1.8	1.8	1,493	1,522	1.9	1.1	1,568	1,607	2.5	1.4	1,260	1,255	-0.4	1.3	1,276	1,312	2.8	0.9	1,424	1,461	2.6	1.3	1,482	1,511	2.0	0.4
C	1,330	1,365	2.6	1.5	1,348	1,381	2.4	1.7	1,341	1,369	2.1	1.5	1,596	1,632	2.3	0.7	1,120	1,166	4.1	1.3	1,256	1,263	0.6	1.0	1,310	1,359	3.7	1.6	1,342	1,379	2.8	1.7
D	1,555	1,587	2.1	1.3	1,554	1,587	2.1	1.5	1,584	1,617	2.1	1.1	1,764	1,804	2.3	1.3	1,361	1,382	1.5	1.2	1,382	1,410	2.0	1.0	1,503	1,543	2.7	1.9	1,624	1,647	1.4	1.3
計	1,230	1,255	2.0	0.8	1,140	1,163	2.0	1.3	1,190	1,211	1.8	0.4	1,450	1,474	1.7	0.1	1,150	1,177	2.3	0.8	1,085	1,097	1.1	0.1	1,415	1,451	2.5	1.0	1,254	1,271	1.4	1.0
A	1,069	1,088	1.8	0.9	1,070	1,094	2.2	1.0	1,037	1,059	2.1	0.9	1,179	1,187	0.7	1.3	994	1,013	1.9	0.9	975	990	1.5	0.4	1,292	1,312	1.5	0.6	1,096	1,109	1.2	2.1
B	1,011	1,032	2.1	0.7	975	1,003	2.9	0.6	1,007	1,034	2.7	0.8	1,060	1,077	1.6	0.7	946	958	1.3	0.5	961	968	0.7	0.1	1,177	1,199	1.9	1.3	1,038	1,067	2.8	1.1
C	974	993	2.0	0.3	989	1,005	1.6	-0.7	975	985	1.0	0.8	1,043	1,065	2.1	2.9	900	916	1.8	0.4	1,019	1,037	1.8	-1.4	1,054	1,098	4.2	0.1	1,034	1,065	3.0	1.4
D	1,108	1,131	2.1	0.7	1,067	1,091	2.2	0.9	1,077	1,098	1.9	0.7	1,251	1,269	1.4	0.8	1,027	1,047	1.9	0.8	1,020	1,033	1.3	0.0	1,305	1,337	2.5	0.9	1,138	1,159	1.8	1.3

（資料注）第4表①、②の集計労働者30,533人のうち、本表の集計対象となる令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R3年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R 3 年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R 3 年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないが、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和3年	令和4年
40.1	40.9

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和3年	令和4年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和2年度	令和3年度
243.3	242.9